

統一的な基準による地方公会計マニュアルの 改訂に係る新旧対照表

① 所有外管理資産の資産計上

○所有外管理資産の定義づけ

No.	修正箇所				現行	改訂案
	財務書類作成要領	本文	段落	p.		
1	財務書類作成要領	本文	92段落	p. 46	92. 有形固定資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」及び「物品」に分類して表示します。また、当該年度の増減と行政目的別の内訳に係る附属明細書を作成します。	92. 有形固定資産は、「事業用資産」、「インフラ資産」、「 所有外管理資産 」及び「物品」に分類して表示します。また、当該年度の増減と行政目的別の内訳に係る附属明細書を作成します。
2	財務書類作成要領	本文	94段落	p. 46	94. 事業用資産は、インフラ資産及び物品以外の有形固定資産をいいます。	94. 事業用資産は、 後述するインフラ資産、所有外管理資産 及び物品以外の有形固定資産をいいます。
3	財務書類作成要領	本文	96段落	p. 46	インフラ資産は、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に限り制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当します。	96. インフラ資産は、 後述する所有外管理資産を除き 、システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に限り制約を受けることといった特徴の一部または全てを有するものであり、例えば道路ネットワーク、下水処理システム、水道等が該当します。
4	財務書類作成要領	本文	新設（97段落と98段落の間）	p. 46	（新設）	98. 所有外管理資産は、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方公共団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産をいいます。都道府県、指定都市において管理する指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川は必ず資産に計上することとし、それ以外の所有外管理資産（例：治山施設、海岸等）については、計上しないことを許容します。 ※以下、番号ずれ留意
5	財務書類作成要領	本文	268段落	p. 59	①管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）	① 資産計上していない所有外管理資産 及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）（地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、注記することが望まれます。）
6	財務書類作成要領	注記例	5 追加情報（2）貸借対照表に係る事項	p. 90	⑨管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。 ア 指定区間外の国道 土地 ××× 百万円 工作物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円） イ 指定区間の一級河川等 土地 ××× 百万円 工作物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円） ウ 表示登記が行われていない法定外公共物 土地 ××× 百万円 建物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円） 工作物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円）	⑨ 資産計上していない所有外管理資産 及び表示登記が行われていない法定外公共物は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。 ア 資産計上していない所有外管理資産 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円） イ 表示登記が行われていない法定外公共物 土地 ××× 百万円 建物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円） 工作物 ××× 百万円（減価償却累計額 ××× 百万円）

No.	修正箇所				現行	改訂案
7	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	63段落	p. 136	63. 事業用資産とインフラ資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があります。安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いることも考えられます。	63. 事業用資産、インフラ資産及び 所有外管理資産 の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があります。安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。具体的には、地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類を確認することが考えられますが、それでも取得原価が判明しない資産については、取得原価の把握のために、地方財政状況調査（決算統計）の数値を用いることも考えられます。

○貸借対照表の様式変更・作成方法追加

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																								
8	財務書類作成にあたっての基礎知識	9. 統一的な基準による財務書類の作成例	様式第1号貸借対照表	p. 20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【資産の部】</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>事業用資産</td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td>-</td></tr> <tr><td>立木竹</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>船舶</td><td>-</td></tr> <tr><td>船舶減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>浮橋等</td><td>-</td></tr> <tr><td>浮橋等減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>航空機</td><td>-</td></tr> <tr><td>航空機減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td>-</td></tr> <tr><td>インフラ資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>土地</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>500</td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td>-</td></tr> <tr><td>物品</td><td>-</td></tr> <tr><td>物品減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td>50</td></tr> <tr><td>投資及び出資金</td><td>-</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>-</td></tr> <tr><td>出資金</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>長期積立債権</td><td>-</td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td>50</td></tr> <tr><td>基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>減債基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>流動資産</td><td>230</td></tr> <tr><td>現金預金</td><td>130</td></tr> <tr><td>未収金</td><td>50</td></tr> <tr><td>短期貸付金</td><td>-</td></tr> <tr><td>基金</td><td>50</td></tr> <tr><td>財政調整基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>減債基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰前資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>資産合計</td><td>730</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額	【資産の部】		固定資産	500	有形固定資産	500	事業用資産		土地	-	立木竹	-	建物	-	建物減価償却累計額	-	工作物	-	工作物減価償却累計額	-	船舶	-	船舶減価償却累計額	-	浮橋等	-	浮橋等減価償却累計額	-	航空機	-	航空機減価償却累計額	-	その他	-	その他減価償却累計額	-	建設仮勘定	-	インフラ資産	500	土地	-	建物	-	建物減価償却累計額	-	工作物	500	工作物減価償却累計額	-	その他	-	その他減価償却累計額	-	建設仮勘定	-	物品	-	物品減価償却累計額	-	無形固定資産	-	ソフトウェア	-	その他	-	投資その他の資産	50	投資及び出資金	-	有価証券	-	出資金	-	その他	-	投資損失引当金	-	長期積立債権	-	長期貸付金	50	基金	-	減債基金	-	その他	-	徴収不能引当金	-	流動資産	230	現金預金	130	未収金	50	短期貸付金	-	基金	50	財政調整基金	-	減債基金	-	繰前資産	-	その他	-	徴収不能引当金	-	資産合計	730	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【資産の部】</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>事業用資産</td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td>-</td></tr> <tr><td>立木竹</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>船舶</td><td>-</td></tr> <tr><td>船舶減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>浮橋等</td><td>-</td></tr> <tr><td>浮橋等減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>航空機</td><td>-</td></tr> <tr><td>航空機減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td>-</td></tr> <tr><td>インフラ資産</td><td>500</td></tr> <tr><td>土地</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物</td><td>-</td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>工作物</td><td>500</td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td>-</td></tr> <tr><td>所有外管理資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>所有外管理資産減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>物品</td><td>-</td></tr> <tr><td>物品減価償却累計額</td><td>-</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td>50</td></tr> <tr><td>投資及び出資金</td><td>-</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>-</td></tr> <tr><td>出資金</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>投資損失引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>長期積立債権</td><td>-</td></tr> <tr><td>長期貸付金</td><td>50</td></tr> <tr><td>基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>減債基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>流動資産</td><td>230</td></tr> <tr><td>現金預金</td><td>130</td></tr> <tr><td>未収金</td><td>50</td></tr> <tr><td>短期貸付金</td><td>-</td></tr> <tr><td>基金</td><td>50</td></tr> <tr><td>財政調整基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>減債基金</td><td>-</td></tr> <tr><td>繰前資産</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他</td><td>-</td></tr> <tr><td>徴収不能引当金</td><td>-</td></tr> <tr><td>資産合計</td><td>730</td></tr> </tbody> </table>	科目	金額	【資産の部】		固定資産	500	有形固定資産	500	事業用資産		土地	-	立木竹	-	建物	-	建物減価償却累計額	-	工作物	-	工作物減価償却累計額	-	船舶	-	船舶減価償却累計額	-	浮橋等	-	浮橋等減価償却累計額	-	航空機	-	航空機減価償却累計額	-	その他	-	その他減価償却累計額	-	建設仮勘定	-	インフラ資産	500	土地	-	建物	-	建物減価償却累計額	-	工作物	500	工作物減価償却累計額	-	その他	-	その他減価償却累計額	-	建設仮勘定	-	所有外管理資産	-	所有外管理資産減価償却累計額	-	物品	-	物品減価償却累計額	-	無形固定資産	-	ソフトウェア	-	その他	-	投資その他の資産	50	投資及び出資金	-	有価証券	-	出資金	-	その他	-	投資損失引当金	-	長期積立債権	-	長期貸付金	50	基金	-	減債基金	-	その他	-	徴収不能引当金	-	流動資産	230	現金預金	130	未収金	50	短期貸付金	-	基金	50	財政調整基金	-	減債基金	-	繰前資産	-	その他	-	徴収不能引当金	-	資産合計	730
科目	金額																																																																																																																																																																																																																																													
【資産の部】																																																																																																																																																																																																																																														
固定資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
有形固定資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																														
土地	-																																																																																																																																																																																																																																													
立木竹	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
船舶	-																																																																																																																																																																																																																																													
船舶減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
浮橋等	-																																																																																																																																																																																																																																													
浮橋等減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
航空機	-																																																																																																																																																																																																																																													
航空機減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定	-																																																																																																																																																																																																																																													
インフラ資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
土地	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物	500																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定	-																																																																																																																																																																																																																																													
物品	-																																																																																																																																																																																																																																													
物品減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
無形固定資産	-																																																																																																																																																																																																																																													
ソフトウェア	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
投資その他の資産	50																																																																																																																																																																																																																																													
投資及び出資金	-																																																																																																																																																																																																																																													
有価証券	-																																																																																																																																																																																																																																													
出資金	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
投資損失引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
長期積立債権	-																																																																																																																																																																																																																																													
長期貸付金	50																																																																																																																																																																																																																																													
基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
減債基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
流動資産	230																																																																																																																																																																																																																																													
現金預金	130																																																																																																																																																																																																																																													
未収金	50																																																																																																																																																																																																																																													
短期貸付金	-																																																																																																																																																																																																																																													
基金	50																																																																																																																																																																																																																																													
財政調整基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
減債基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
繰前資産	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
資産合計	730																																																																																																																																																																																																																																													
科目	金額																																																																																																																																																																																																																																													
【資産の部】																																																																																																																																																																																																																																														
固定資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
有形固定資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																														
土地	-																																																																																																																																																																																																																																													
立木竹	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
船舶	-																																																																																																																																																																																																																																													
船舶減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
浮橋等	-																																																																																																																																																																																																																																													
浮橋等減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
航空機	-																																																																																																																																																																																																																																													
航空機減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定	-																																																																																																																																																																																																																																													
インフラ資産	500																																																																																																																																																																																																																																													
土地	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物	-																																																																																																																																																																																																																																													
建物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
工作物	500																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定	-																																																																																																																																																																																																																																													
所有外管理資産	-																																																																																																																																																																																																																																													
所有外管理資産減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
物品	-																																																																																																																																																																																																																																													
物品減価償却累計額	-																																																																																																																																																																																																																																													
無形固定資産	-																																																																																																																																																																																																																																													
ソフトウェア	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
投資その他の資産	50																																																																																																																																																																																																																																													
投資及び出資金	-																																																																																																																																																																																																																																													
有価証券	-																																																																																																																																																																																																																																													
出資金	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
投資損失引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
長期積立債権	-																																																																																																																																																																																																																																													
長期貸付金	50																																																																																																																																																																																																																																													
基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
減債基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
流動資産	230																																																																																																																																																																																																																																													
現金預金	130																																																																																																																																																																																																																																													
未収金	50																																																																																																																																																																																																																																													
短期貸付金	-																																																																																																																																																																																																																																													
基金	50																																																																																																																																																																																																																																													
財政調整基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
減債基金	-																																																																																																																																																																																																																																													
繰前資産	-																																																																																																																																																																																																																																													
その他	-																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金	-																																																																																																																																																																																																																																													
資産合計	730																																																																																																																																																																																																																																													

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																																																																																
9	財務書類作成要領	注記例	5 追加情報 (2) 貸借対照表に係る事項	p. 89	<p>③ 減価償却累計額</p> <p>事業用資産 ××× 百万円</p> <p>建物 ××× 百万円</p> <p>工作物 ××× 百万円</p> <p>船舶 ××× 百万円</p> <p>浮標等 ××× 百万円</p> <p>航空機 ××× 百万円</p> <p>その他 ××× 百万円</p> <p>インフラ資産 ××× 百万円</p> <p>土地 ××× 百万円</p> <p>建物 ××× 百万円</p> <p>工作物 ××× 百万円</p> <p>その他 ××× 百万円</p> <p>物品 ××× 百万円</p>	<p>③ 減価償却累計額</p> <p>事業用資産 ××× 百万円</p> <p>建物 ××× 百万円</p> <p>工作物 ××× 百万円</p> <p>船舶 ××× 百万円</p> <p>浮標等 ××× 百万円</p> <p>航空機 ××× 百万円</p> <p>その他 ××× 百万円</p> <p>インフラ資産 ××× 百万円</p> <p>建物 ××× 百万円</p> <p>工作物 ××× 百万円</p> <p>その他 ××× 百万円</p> <p>所有外管理資産 ××× 百万円</p> <p>物品 ××× 百万円</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																
10	財務書類作成要領	別表	別表 1 勘定科目表	p. 95	<p>(貸借対照表科目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目番号</th> <th>勘定科目名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>BS 1</td><td>資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>有形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>立木竹</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>船舶</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>船舶減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>浮標等</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>浮標等減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>航空機</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>航空機減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>インフラ資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>物品</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>物品減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>ソフトウェア</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>投資及び出資金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>有価証券</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>出資金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>投資損失引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期証券債権</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>減価基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>徴収不能引当金</td><td></td></tr> </tbody> </table>	勘定科目番号	勘定科目名	摘要	BS 1	資産合計		BS 2	固定資産		BS 3	有形固定資産		BS 4	無形固定資産		BS 5	土地		BS 5	立木竹		BS 5	建物		BS 5	建物減価償却累計額		BS 5	工作物		BS 5	工作物減価償却累計額		BS 5	船舶		BS 5	船舶減価償却累計額		BS 5	浮標等		BS 5	浮標等減価償却累計額		BS 5	航空機		BS 5	航空機減価償却累計額		BS 5	その他		BS 5	その他減価償却累計額		BS 5	建設仮勘定		BS 4	インフラ資産		BS 5	土地		BS 5	建物		BS 5	建物減価償却累計額		BS 5	工作物		BS 5	工作物減価償却累計額		BS 5	その他		BS 5	その他減価償却累計額		BS 4	建設仮勘定		BS 4	物品		BS 4	物品減価償却累計額		BS 3	無形固定資産		BS 4	ソフトウェア		BS 4	その他		BS 3	投資その他の資産		BS 4	投資及び出資金		BS 5	有価証券		BS 5	出資金		BS 5	その他		BS 4	投資損失引当金		BS 4	長期証券債権		BS 4	長期貸付金		BS 4	基金		BS 5	減価基金		BS 5	その他		BS 4	その他		BS 4	徴収不能引当金		<p>(貸借対照表科目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目番号</th> <th>勘定科目名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>BS 1</td><td>資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>有形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>立木竹</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>船舶</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>船舶減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>浮標等</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>浮標等減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>航空機</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>航空機減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>インフラ資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>土地</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>所有外管理資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>所有外管理資産減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>物品</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>物品減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>ソフトウェア</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>投資及び出資金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>有価証券</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>出資金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>投資損失引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期証券債権</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>減価基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>徴収不能引当金</td><td></td></tr> </tbody> </table>	勘定科目番号	勘定科目名	摘要	BS 1	資産合計		BS 2	固定資産		BS 3	有形固定資産		BS 4	無形固定資産		BS 5	土地		BS 5	立木竹		BS 5	建物		BS 5	建物減価償却累計額		BS 5	工作物		BS 5	工作物減価償却累計額		BS 5	船舶		BS 5	船舶減価償却累計額		BS 5	浮標等		BS 5	浮標等減価償却累計額		BS 5	航空機		BS 5	航空機減価償却累計額		BS 5	その他		BS 5	その他減価償却累計額		BS 5	建設仮勘定		BS 4	インフラ資産		BS 5	土地		BS 5	建物		BS 5	建物減価償却累計額		BS 5	工作物		BS 5	工作物減価償却累計額		BS 5	その他		BS 5	その他減価償却累計額		BS 4	建設仮勘定		BS 4	所有外管理資産		BS 4	所有外管理資産減価償却累計額		BS 4	物品		BS 4	物品減価償却累計額		BS 3	無形固定資産		BS 4	ソフトウェア		BS 4	その他		BS 3	投資その他の資産		BS 4	投資及び出資金		BS 5	有価証券		BS 5	出資金		BS 5	その他		BS 4	投資損失引当金		BS 4	長期証券債権		BS 4	長期貸付金		BS 4	基金		BS 5	減価基金		BS 5	その他		BS 4	その他		BS 4	徴収不能引当金	
勘定科目番号	勘定科目名	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
BS 1	資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 2	固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	立木竹																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	船舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	浮標等																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	浮標等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	航空機																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	インフラ資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	有価証券																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	投資損失引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	長期証券債権																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
勘定科目番号	勘定科目名	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
BS 1	資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 2	固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	立木竹																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	船舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	浮標等																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	浮標等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	航空機																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	インフラ資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	所有外管理資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	所有外管理資産減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 3	投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	有価証券																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	投資損失引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	長期証券債権																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 5	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
BS 4	徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

No.		修正箇所			現行		改訂案																																																																																																																																																																																																																																											
13	連結財務書類作成の手引き	様式	様式第1号 連結貸借対照表	p. 196	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【資産の部】</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> 事業用資産</td><td></td></tr> <tr><td> 土地</td><td></td></tr> <tr><td> 立木竹</td><td></td></tr> <tr><td> 建物</td><td></td></tr> <tr><td> 建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 船舶</td><td></td></tr> <tr><td> 船舶減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 浮橋等</td><td></td></tr> <tr><td> 浮橋等減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 航空機</td><td></td></tr> <tr><td> 航空機減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td> 心ア資産</td><td></td></tr> <tr><td> 土地</td><td></td></tr> <tr><td> 建物</td><td></td></tr> <tr><td> 建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td> 物品</td><td></td></tr> <tr><td> 物品減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> ソフトウェア</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td> 投資及び出資金</td><td></td></tr> <tr><td> 有価証券</td><td></td></tr> <tr><td> 出資金</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 長期証券債権</td><td></td></tr> <tr><td> 長期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td> 基金</td><td></td></tr> <tr><td> 減価基金</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>流動資産</td><td></td></tr> <tr><td> 現金預金</td><td></td></tr> <tr><td> 未収金</td><td></td></tr> <tr><td> 短期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td> 基金</td><td></td></tr> <tr><td> 財政調整基金</td><td></td></tr> <tr><td> 減価基金</td><td></td></tr> <tr><td> 棚卸資産</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>繰延資産</td><td></td></tr> <tr><td> 資産合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科目	金額	【資産の部】		固定資産		有形固定資産		事業用資産		土地		立木竹		建物		建物減価償却累計額		工作物		工作物減価償却累計額		船舶		船舶減価償却累計額		浮橋等		浮橋等減価償却累計額		航空機		航空機減価償却累計額		その他		その他減価償却累計額		建設仮勘定		心ア資産		土地		建物		建物減価償却累計額		工作物		工作物減価償却累計額		その他		その他減価償却累計額		建設仮勘定		物品		物品減価償却累計額		無形固定資産		ソフトウェア		その他		投資その他の資産		投資及び出資金		有価証券		出資金		その他		長期証券債権		長期貸付金		基金		減価基金		その他		その他		徴収不能引当金		流動資産		現金預金		未収金		短期貸付金		基金		財政調整基金		減価基金		棚卸資産		その他		徴収不能引当金		繰延資産		資産合計		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【資産の部】</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> 事業用資産</td><td></td></tr> <tr><td> 土地</td><td></td></tr> <tr><td> 立木竹</td><td></td></tr> <tr><td> 建物</td><td></td></tr> <tr><td> 建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 船舶</td><td></td></tr> <tr><td> 船舶減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 浮橋等</td><td></td></tr> <tr><td> 浮橋等減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 航空機</td><td></td></tr> <tr><td> 航空機減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td> 心ア資産</td><td></td></tr> <tr><td> 土地</td><td></td></tr> <tr><td> 建物</td><td></td></tr> <tr><td> 建物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物</td><td></td></tr> <tr><td> 工作物減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 建設仮勘定</td><td></td></tr> <tr><td> 所有外管理資産</td><td></td></tr> <tr><td> 所有外管理資産減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 物品</td><td></td></tr> <tr><td> 物品減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td></td></tr> <tr><td> ソフトウェア</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td>投資その他の資産</td><td></td></tr> <tr><td> 投資及び出資金</td><td></td></tr> <tr><td> 有価証券</td><td></td></tr> <tr><td> 出資金</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 長期証券債権</td><td></td></tr> <tr><td> 長期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td> 基金</td><td></td></tr> <tr><td> 減価基金</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>流動資産</td><td></td></tr> <tr><td> 現金預金</td><td></td></tr> <tr><td> 未収金</td><td></td></tr> <tr><td> 短期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td> 基金</td><td></td></tr> <tr><td> 財政調整基金</td><td></td></tr> <tr><td> 減価基金</td><td></td></tr> <tr><td> 棚卸資産</td><td></td></tr> <tr><td> その他</td><td></td></tr> <tr><td> 徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>繰延資産</td><td></td></tr> <tr><td> 資産合計</td><td></td></tr> </tbody> </table>	科目	金額	【資産の部】		固定資産		有形固定資産		事業用資産		土地		立木竹		建物		建物減価償却累計額		工作物		工作物減価償却累計額		船舶		船舶減価償却累計額		浮橋等		浮橋等減価償却累計額		航空機		航空機減価償却累計額		その他		その他減価償却累計額		建設仮勘定		心ア資産		土地		建物		建物減価償却累計額		工作物		工作物減価償却累計額		その他		その他減価償却累計額		建設仮勘定		所有外管理資産		所有外管理資産減価償却累計額		物品		物品減価償却累計額		無形固定資産		ソフトウェア		その他		投資その他の資産		投資及び出資金		有価証券		出資金		その他		長期証券債権		長期貸付金		基金		減価基金		その他		その他		徴収不能引当金		流動資産		現金預金		未収金		短期貸付金		基金		財政調整基金		減価基金		棚卸資産		その他		徴収不能引当金		繰延資産		資産合計	
科目	金額																																																																																																																																																																																																																																																	
【資産の部】																																																																																																																																																																																																																																																		
固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																																		
土地																																																																																																																																																																																																																																																		
立木竹																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																		
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
船舶																																																																																																																																																																																																																																																		
船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
浮橋等																																																																																																																																																																																																																																																		
浮橋等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
航空機																																																																																																																																																																																																																																																		
航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																		
心ア資産																																																																																																																																																																																																																																																		
土地																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																		
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																		
物品																																																																																																																																																																																																																																																		
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																		
投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																		
有価証券																																																																																																																																																																																																																																																		
出資金																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
長期証券債権																																																																																																																																																																																																																																																		
長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																		
基金																																																																																																																																																																																																																																																		
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																		
流動資産																																																																																																																																																																																																																																																		
現金預金																																																																																																																																																																																																																																																		
未収金																																																																																																																																																																																																																																																		
短期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																		
基金																																																																																																																																																																																																																																																		
財政調整基金																																																																																																																																																																																																																																																		
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																		
棚卸資産																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																		
繰延資産																																																																																																																																																																																																																																																		
資産合計																																																																																																																																																																																																																																																		
科目	金額																																																																																																																																																																																																																																																	
【資産の部】																																																																																																																																																																																																																																																		
固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																																		
土地																																																																																																																																																																																																																																																		
立木竹																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																		
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
船舶																																																																																																																																																																																																																																																		
船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
浮橋等																																																																																																																																																																																																																																																		
浮橋等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
航空機																																																																																																																																																																																																																																																		
航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																		
心ア資産																																																																																																																																																																																																																																																		
土地																																																																																																																																																																																																																																																		
建物																																																																																																																																																																																																																																																		
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物																																																																																																																																																																																																																																																		
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																		
所有外管理資産																																																																																																																																																																																																																																																		
所有外管理資産減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
物品																																																																																																																																																																																																																																																		
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																		
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																		
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																		
投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																		
有価証券																																																																																																																																																																																																																																																		
出資金																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
長期証券債権																																																																																																																																																																																																																																																		
長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																		
基金																																																																																																																																																																																																																																																		
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																		
流動資産																																																																																																																																																																																																																																																		
現金預金																																																																																																																																																																																																																																																		
未収金																																																																																																																																																																																																																																																		
短期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																		
基金																																																																																																																																																																																																																																																		
財政調整基金																																																																																																																																																																																																																																																		
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																		
棚卸資産																																																																																																																																																																																																																																																		
その他																																																																																																																																																																																																																																																		
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																		
繰延資産																																																																																																																																																																																																																																																		
資産合計																																																																																																																																																																																																																																																		

○固定資産台帳の追加整備

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																						
14	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	21段落	p. 127	21. 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。また、表示登記が行われていない法定外公共物についても、同様の取扱いとすることが望まれます。	21. 資産計上していない所有外管理資産及び表示登記が行われていない法定外公共物についても、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。																																																						
15	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	別紙	別紙 5	p. 159	<p style="text-align: center;">有形固定資産等の評価基準 別紙5</p> <p style="text-align: center;">[] 内は取得原価が不明な場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">開始時</th> <th rowspan="2">開始後</th> <th rowspan="2">再評価</th> </tr> <tr> <th>昭和59年度以前取得分</th> <th>昭和60年度以後取得分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small></td> <td>再調達原価</td> <td>取得原価 [再調達原価]</td> <td>取得原価</td> <td>立木竹のみ 6年に1回程度</td> </tr> <tr> <td>道路、河川及び水路の敷地</td> <td>備忘価額1円</td> <td>取得原価 [備忘価額1円]</td> <td>取得原価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small></td> <td>再調達原価</td> <td>取得原価 [再調達原価]</td> <td>取得原価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産</td> <td>低価法</td> <td>低価法</td> <td>低価法</td> <td>原則として毎年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)</p> <p>備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)</p> <p>備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価</p>		開始時		開始後	再評価	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分	非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度	道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—	償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—	棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度	<p style="text-align: center;">有形固定資産等の評価基準 別紙5</p> <p style="text-align: center;">[] 内は取得原価が不明な場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">開始時</th> <th rowspan="2">開始後</th> <th rowspan="2">再評価</th> </tr> <tr> <th>昭和59年度以前取得分</th> <th>昭和60年度以後取得分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small></td> <td>再調達原価</td> <td>取得原価 [再調達原価]</td> <td>取得原価</td> <td>立木竹のみ 6年に1回程度</td> </tr> <tr> <td>道路、河川及び水路の敷地</td> <td>備忘価額1円</td> <td>取得原価 [備忘価額1円]</td> <td>取得原価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small></td> <td>再調達原価</td> <td>取得原価 [再調達原価]</td> <td>取得原価</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産</td> <td>低価法</td> <td>低価法</td> <td>低価法</td> <td>原則として毎年度</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価(ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額1円)</p> <p>備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容(その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記)</p> <p>備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価</p> <p>備考4 所有外管理資産については、本評価基準に準じて評価</p>		開始時		開始後	再評価	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分	非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度	道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—	償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—	棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度
	開始時		開始後	再評価																																																								
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分																																																										
非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度																																																								
道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—																																																								
償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—																																																								
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度																																																								
	開始時		開始後	再評価																																																								
	昭和59年度以前取得分	昭和60年度以後取得分																																																										
非償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度																																																								
道路、河川及び水路の敷地	備忘価額1円	取得原価 [備忘価額1円]	取得原価	—																																																								
償却資産 <small>※棚卸資産を除く</small>	再調達原価	取得原価 [再調達原価]	取得原価	—																																																								
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度																																																								

No.	修正箇所			現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	財務書類等活用の手引き	図表	I 財務書類等の分析の視点 1 財務書類の見方	p. 317																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				<p style="text-align: center;">貸借対照表 (平成 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科目</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 50%;">科目</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【資産の部】</td> <td></td> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td></td> <td>長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立木竹</td> <td></td> <td>損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物減価償却累計額</td> <td></td> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td></td> <td>1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物減価償却累計額</td> <td></td> <td>未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td></td> <td>未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶減価償却累計額</td> <td></td> <td>前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮標等</td> <td></td> <td>前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮標等減価償却累計額</td> <td></td> <td>賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td></td> <td>預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機減価償却累計額</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他減価償却累計額</td> <td></td> <td>【純資産の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td>固定資産等形成分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インフラ資産</td> <td></td> <td>剰余分(不足分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資及び出資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期延滞債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収不能引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚卸資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収不能引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	科目	金額	【資産の部】		【負債の部】		固定資産		固定負債		有形固定資産		地方債		事業用資産		長期未払金		土地		退職手当引当金		立木竹		損失補償等引当金		建物		その他		建物減価償却累計額		流動負債		工作物		1年内償還予定地方債		工作物減価償却累計額		未払金		船舶		未払費用		船舶減価償却累計額		前受金		浮標等		前受収益		浮標等減価償却累計額		賞与等引当金		航空機		預り金		航空機減価償却累計額		その他		その他		負債合計		その他減価償却累計額		【純資産の部】		建設仮勘定		固定資産等形成分		インフラ資産		剰余分(不足分)		土地				建物				建物減価償却累計額				工作物				工作物減価償却累計額				その他				その他減価償却累計額				建設仮勘定				物品				物品減価償却累計額				無形固定資産				ソフトウェア				その他				投資その他の資産				投資及び出資金				有価証券				出資金				その他				投資損失引当金				長期延滞債権				長期貸付金				基金				減価基金				その他				その他				徴収不能引当金				流動資産				現金預金				未収金				短期貸付金				基金				財政調整基金				減価基金				棚卸資産				その他				徴収不能引当金				資産合計		負債及び純資産合計		<p style="text-align: center;">貸借対照表 (令和 年 月 日現在)</p> <p style="text-align: right;">(単位:)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">科目</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 50%;">科目</th> <th style="width: 10%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【資産の部】</td> <td></td> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td></td> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td></td> <td>地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td></td> <td>地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>立木竹</td> <td></td> <td>長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物減価償却累計額</td> <td></td> <td>損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物減価償却累計額</td> <td></td> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶</td> <td></td> <td>1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶減価償却累計額</td> <td></td> <td>未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮標等</td> <td></td> <td>未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浮標等減価償却累計額</td> <td></td> <td>前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機</td> <td></td> <td>前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>航空機減価償却累計額</td> <td></td> <td>賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他減価償却累計額</td> <td></td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>インフラ資産</td> <td></td> <td>【純資産の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td></td> <td>固定資産等形成分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td></td> <td>剰余分(不足分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工作物減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設仮勘定</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有外管理資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所有外管理資産減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>物品減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資その他の資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資及び出資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出資金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>投資損失引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期延滞債権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>長期貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収不能引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金預金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>財政調整基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価基金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>棚卸資産</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>徴収不能引当金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資産合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">負債及び純資産合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	科目	金額	【資産の部】		【負債の部】		固定資産		固定負債		有形固定資産		地方債		事業用資産		地方債(臨時財政対策債除く)		土地		臨時財政対策債		立木竹		長期未払金		建物		退職手当引当金		建物減価償却累計額		損失補償等引当金		工作物		その他		工作物減価償却累計額		流動負債		船舶		1年内償還予定地方債		船舶減価償却累計額		未払金		浮標等		未払費用		浮標等減価償却累計額		前受金		航空機		前受収益		航空機減価償却累計額		賞与等引当金		その他		預り金		その他減価償却累計額		その他		建設仮勘定		負債合計		インフラ資産		【純資産の部】		土地		固定資産等形成分		建物		剰余分(不足分)		建物減価償却累計額				工作物				工作物減価償却累計額				その他				その他減価償却累計額				建設仮勘定				所有外管理資産				所有外管理資産減価償却累計額				物品				物品減価償却累計額				無形固定資産				ソフトウェア				その他				投資その他の資産				投資及び出資金				有価証券				出資金				その他				投資損失引当金				長期延滞債権				長期貸付金				基金				減価基金				その他				その他				徴収不能引当金				流動資産				現金預金				未収金				短期貸付金				基金				財政調整基金				減価基金				棚卸資産				その他				徴収不能引当金				資産合計		負債及び純資産合計	
科目	金額	科目	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
【資産の部】		【負債の部】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
固定資産		固定負債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
有形固定資産		地方債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事業用資産		長期未払金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土地		退職手当引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
立木竹		損失補償等引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物減価償却累計額		流動負債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工作物		1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工作物減価償却累計額		未払金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
船舶		未払費用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
船舶減価償却累計額		前受金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
浮標等		前受収益																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
浮標等減価償却累計額		賞与等引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
航空機		預り金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
航空機減価償却累計額		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他		負債合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他減価償却累計額		【純資産の部】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建設仮勘定		固定資産等形成分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
インフラ資産		剰余分(不足分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
有価証券																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資損失引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
長期延滞債権																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
流動資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現金預金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
未収金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
短期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
財政調整基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
棚卸資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資産合計		負債及び純資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
科目	金額	科目	金額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
【資産の部】		【負債の部】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
固定資産		固定負債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
有形固定資産		地方債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事業用資産		地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土地		臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
立木竹		長期未払金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物		退職手当引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物減価償却累計額		損失補償等引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工作物		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
工作物減価償却累計額		流動負債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
船舶		1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
船舶減価償却累計額		未払金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
浮標等		未払費用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
浮標等減価償却累計額		前受金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
航空機		前受収益																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
航空機減価償却累計額		賞与等引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他		預り金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他減価償却累計額		その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建設仮勘定		負債合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
インフラ資産		【純資産の部】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土地		固定資産等形成分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物		剰余分(不足分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所有外管理資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
所有外管理資産減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
無形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ソフトウェア																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資その他の資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資及び出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
有価証券																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
出資金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
投資損失引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
長期延滞債権																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
長期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
流動資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
現金預金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
未収金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
短期貸付金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
財政調整基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
減価基金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
棚卸資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
資産合計		負債及び純資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
17	財務書類等活用の手引き	本文	1 財務書類の見方(1) 貸借対照表(イ) 負債及び純資産	p. 319	<p>なお、地方公共団体特有の制度として、管理者と所有者が異なる指定区間の国道や指定区間の河川等、資産計上されていないものや、地方債のうち将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれるもの等が存在することから、貸借対照表を見る際には、これらに関連する注記の内容を加味して分析を行うことが重要です。</p> <p>なお、地方公共団体特有の制度として、資産計上していない所有外管理資産及び表示登記が行われていない法定外公共物や、地方債のうち将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれるもの等が存在することから、貸借対照表を見る際には、これらに関連する注記の内容を加味して分析を行うことが重要です。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

Q&Aの追加

No.	修正箇所				現行	改訂案
18	Q&A集	2. 財務書類作成要領	問番号11	p. 394	<p>(質問) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等の資産に対する修繕費等も「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」に計上するのでしょうか。</p> <p>(回答) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、管理者として維持補修していることから、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）」として計上します。 (関連箇所) 「財務書類作成要領」165段落</p>	<p>(質問) 所有外管理資産の修繕や整備に係る費用はどのように計上するのでしょうか。</p> <p>(回答) 所有外管理資産の修繕費については、「【行政コスト計算書】物件費等（維持補修費）/【資金収支計算書】物件費等支出」として計上します。 一方、所有外管理資産の整備に係る費用については、当該所有外管理資産が資産計上の対象か否かで扱いが異なります。 資産計上する場合は「【貸借対照表】所有外管理資産/【資金収支計算書】投資活動支出（公共施設等整備費支出）」とし、資産計上しない場合は「【行政コスト計算書】移転費用（補助金等）/【資金収支計算書】移転費用支出（補助金等支出）」として計上します。 (関連箇所) 「財務書類作成要領」○段落、165段落</p>
19	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号 8	p. 397	<p>(質問) 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道（3桁国道）や指定区間の一級河川等は、資産として計上しないものの、注記が望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 所有する固定資産に準じて固定資産台帳に記載・管理し、勘定科目別に取得価額等と減価償却累計額を記載することとします。 (関連箇所) 「台帳手引き」21段落</p>	<p>(質問) 資産計上しない所有外管理資産は、資産として計上しなかったとしても注記することが望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 所有する固定資産に準じて固定資産台帳に記載・管理し、勘定科目別に取得価額等と減価償却累計額を記載することとします。 (関連箇所) 「台帳手引き」21段落</p>
20	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号 8 と 9 の間)	p. 397	(新設)	<p>(質問) 所有外管理資産を固定資産台帳に記載する際、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 所有外管理資産の開始時簿価については、取得原価が判明しているものは、原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは、原則として再調達原価とします（償却資産は、当該価額から減価償却累計額を控除した価額を計上。以下同じ）。ただし、道路、河川及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なものについては、原則として備忘価額1円とします。また、開始後については、原則として取得原価とし、再評価は行わないこととします。なお、取得原価については、事実関係をよく調査する必要があり、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。 (関連箇所) 「台帳手引き」63段落</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
21	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号 8 と 9 の間)	p. 397	(新設)	<p>(質問) 所有外管理資産の初年度処理は、どのように行う必要があるのでしょうか。</p> <p>(回答) まずは、計上対象の所有外管理資産に係る固定資産台帳情報を整備の上、計上するものとなります。なお、当該資産計上によって生じる純資産変動の額については純資産変動計算書の「その他」に計上することとなります。</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

○Q&Aの追加

22	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号8と9の間)	p. 397	(新設)	<p>(質問) 所有外管理資産の初年度処理の際は注記にどのように記載すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 所有外管理資産の初年度処理については「2 重要な会計方針の変更等」の「(1) 会計方針の変更」において、例えば「本年度から所有外管理資産として指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を資産計上することとしました。この変更は、令和6年12月の統一的な基準の改訂を踏まえたものです。この変更により、所有外管理資産が×××百万円計上され、その結果、貸借対照表の固定資産が×××百万円増加し、また純資産変動計算書のその他が×××百万円増加しました。」という記述が考えられます。</p> <p>(関連箇所) 「一般会計等財務書類における注記例」p. 85</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
23	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号11	p. 397	<p>(質問) 固定資産の棚卸（現物確認）は、どのような点に注意すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 計上されている固定資産が確かに存在して当該地方公共団体の所有であることや、関連台帳との整合を確認することが重要です。また、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として現物確認とともに、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することとして留意が必要です。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」124段落、125段落</p>	<p>(質問) 固定資産の棚卸（現物確認）は、どのような点に注意すべきでしょうか。</p> <p>(回答) 計上されている固定資産が確かに存在して当該地方公共団体の支配の対象であることや、関連台帳との整合を確認することが重要です。また、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として現物確認とともに、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することとして留意が必要です。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」124段落、125段落</p>

○「所有外資産」に係る現行の記載の適正化

No.	修正箇所		現行		改訂案																																																									
24	財務書類作成要領	本文	152段落	p. 51	152. 所有外資産とは、他団体及び民間への補助金等により整備された資産であり、他団体への公共施設等整備補助金等は資産形成にあつた分を記載します。	152. 他団体への公共施設等整備補助金等は、他団体及び民間への補助金等のうち資産形成にあつた分を記載します。ただし、資産計上した所有外管理資産の整備に係る費用は除きます。																																																								
25	財務書類作成要領	様式	様式第5号 附属明細書 2. 行政コスト 計算書の内容 に関する明細	p. 75	<p>(1)補助金等の明細 (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>金額</th> <th>支出目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	相手先	金額	支出目的	他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)					計				その他の補助金等					計				合計					<p>(1)補助金等の明細 (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>金額</th> <th>支出目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">他団体への公共施設等整備補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	相手先	金額	支出目的	他団体への公共施設等整備補助金等					計				その他の補助金等					計				合計				
区分	名称	相手先	金額	支出目的																																																										
他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)																																																														
	計																																																													
その他の補助金等																																																														
	計																																																													
合計																																																														
区分	名称	相手先	金額	支出目的																																																										
他団体への公共施設等整備補助金等																																																														
	計																																																													
その他の補助金等																																																														
	計																																																													
合計																																																														
26	連結財務書類作成の手引き	様式	様式第5号 附属明細書 2. 連結行政コ スト計算書 の内容に関する 明細	p. 209	<p>(1)補助金等の明細 (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>金額</th> <th>支出目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	相手先	金額	支出目的	他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)					計				その他の補助金等					計				合計					<p>(1)補助金等の明細 (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>相手先</th> <th>金額</th> <th>支出目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">他団体への公共施設等整備補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の補助金等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	相手先	金額	支出目的	他団体への公共施設等整備補助金等					計				その他の補助金等					計				合計				
区分	名称	相手先	金額	支出目的																																																										
他団体への公共施設等整備補助金等 (所有外資産分)																																																														
	計																																																													
その他の補助金等																																																														
	計																																																													
合計																																																														
区分	名称	相手先	金額	支出目的																																																										
他団体への公共施設等整備補助金等																																																														
	計																																																													
その他の補助金等																																																														
	計																																																													
合計																																																														

②貸借対照表の情報充実

○貸借対照表の様式変更・作成方法追加

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																
1	財務書類作成にあたっての基礎知識	9. 統一的な基準による財務書類の作成例	様式第1号貸借対照表	p. 20	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【負債の部】</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債	550	地方債	300	長期未払金		退職手当引当金	250	損失補償等引当金		その他		流動負債	200	1年内償還予定地方債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金	200	預り金		その他		負債合計	750	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【負債の部】</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td> 地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債	550	地方債	300	地方債(臨時財政対策債除く)	150	臨時財政対策債	150	長期未払金		退職手当引当金	250	損失補償等引当金		その他		流動負債	200	1年内償還予定地方債		地方債(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金	200	預り金		その他		負債合計	750
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債	550																																																																																					
地方債	300																																																																																					
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金	250																																																																																					
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債	200																																																																																					
1年内償還予定地方債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金	200																																																																																					
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計	750																																																																																					
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債	550																																																																																					
地方債	300																																																																																					
地方債(臨時財政対策債除く)	150																																																																																					
臨時財政対策債	150																																																																																					
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金	250																																																																																					
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債	200																																																																																					
1年内償還予定地方債																																																																																						
地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金	200																																																																																					
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計	750																																																																																					
2	財務書類作成要領	本文	123段落	p. 48	123. 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいいます。なお、地方債の内訳に係る附属明細書を作成します。	123. 地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、償還予定が1年超のものをいい、「地方債(臨時財政対策債除く)」、「臨時財政対策債」に区分して表示します。なお、詳細な地方債の内訳に係る附属明細書を作成します。																																																																																
3	財務書類作成要領	本文	131段落	p. 50	131. 1年内償還予定地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいいます。	131. 1年内償還予定地方債は、地方公共団体が発行した地方債のうち、1年以内に償還予定のものをいい、「地方債(臨時財政対策債除く)」、「臨時財政対策債」に区分して表示します。																																																																																
4	財務書類作成要領	様式	様式第1号貸借対照表	p. 62	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【負債の部】</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">【負債の部】</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債		地方債(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債		地方債(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計	
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債																																																																																						
地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債																																																																																						
地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																																																																																																			
5	財務書類作成要領	別表	別表1 勘定科目表	p. 96	<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>勘定科目名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>BS 2</td><td>流動資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>現金預金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>未収金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>短期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>財政調整基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>減価基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>棚卸資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 1</td><td>負債・純資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>負債合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>固定負債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期未払金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>退職手当引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>損失補償等引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>流動負債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>1年内償還予定地方債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>未払金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>未払費用</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>前受金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>前受収益</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>賞与等引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>預り金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>純資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>固定資産等形成分</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>余剰分(不足分)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	勘定科目	勘定科目名	摘要	BS 2	流動資産		BS 3	現金預金		BS 3	未収金		BS 3	短期貸付金		BS 3	基金		BS 4	財政調整基金		BS 4	減価基金		BS 3	棚卸資産		BS 3	その他		BS 3	徴収不能引当金		BS 1	負債・純資産合計		BS 2	負債合計		BS 3	固定負債		BS 4	地方債		BS 4	長期未払金		BS 4	退職手当引当金		BS 4	損失補償等引当金		BS 4	その他		BS 3	流動負債		BS 4	1年内償還予定地方債		BS 4	未払金		BS 4	未払費用		BS 4	前受金		BS 4	前受収益		BS 4	賞与等引当金		BS 4	預り金		BS 4	その他		BS 2	純資産合計		BS 3	固定資産等形成分		BS 3	余剰分(不足分)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定科目</th> <th>勘定科目名</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>BS 2</td><td>流動資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>現金預金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>未収金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>短期貸付金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>財政調整基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>減価基金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>棚卸資産</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>徴収不能引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>負債合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>固定負債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>地方債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>地方債(臨時財政対策債除く)</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>臨時財政対策債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>長期未払金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>退職手当引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>損失補償等引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>流動負債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>1年内償還予定地方債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>地方債(臨時財政対策債除く)</td><td></td></tr> <tr><td>BS 5</td><td>臨時財政対策債</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>未払金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>未払費用</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>前受金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>前受収益</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>賞与等引当金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>預り金</td><td></td></tr> <tr><td>BS 4</td><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>BS 2</td><td>純資産合計</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>固定資産等形成分</td><td></td></tr> <tr><td>BS 3</td><td>余剰分(不足分)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	勘定科目	勘定科目名	摘要	BS 2	流動資産		BS 3	現金預金		BS 3	未収金		BS 3	短期貸付金		BS 3	基金		BS 4	財政調整基金		BS 4	減価基金		BS 3	棚卸資産		BS 3	その他		BS 3	徴収不能引当金		BS 2	負債合計		BS 3	固定負債		BS 4	地方債		BS 5	地方債(臨時財政対策債除く)		BS 5	臨時財政対策債		BS 4	長期未払金		BS 4	退職手当引当金		BS 4	損失補償等引当金		BS 4	その他		BS 3	流動負債		BS 4	1年内償還予定地方債		BS 5	地方債(臨時財政対策債除く)		BS 5	臨時財政対策債		BS 4	未払金		BS 4	未払費用		BS 4	前受金		BS 4	前受収益		BS 4	賞与等引当金		BS 4	預り金		BS 4	その他		BS 2	純資産合計		BS 3	固定資産等形成分		BS 3	余剰分(不足分)	
勘定科目	勘定科目名	摘要																																																																																																																																																																																																							
BS 2	流動資産																																																																																																																																																																																																								
BS 3	現金預金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	未収金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	短期貸付金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	基金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	財政調整基金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	減価基金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	棚卸資産																																																																																																																																																																																																								
BS 3	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 3	徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 1	負債・純資産合計																																																																																																																																																																																																								
BS 2	負債合計																																																																																																																																																																																																								
BS 3	固定負債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	地方債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	長期未払金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	退職手当引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	損失補償等引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 3	流動負債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	未払金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	未払費用																																																																																																																																																																																																								
BS 4	前受金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	前受収益																																																																																																																																																																																																								
BS 4	賞与等引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	預り金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 2	純資産合計																																																																																																																																																																																																								
BS 3	固定資産等形成分																																																																																																																																																																																																								
BS 3	余剰分(不足分)																																																																																																																																																																																																								
勘定科目	勘定科目名	摘要																																																																																																																																																																																																							
BS 2	流動資産																																																																																																																																																																																																								
BS 3	現金預金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	未収金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	短期貸付金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	基金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	財政調整基金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	減価基金																																																																																																																																																																																																								
BS 3	棚卸資産																																																																																																																																																																																																								
BS 3	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 3	徴収不能引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 2	負債合計																																																																																																																																																																																																								
BS 3	固定負債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	地方債																																																																																																																																																																																																								
BS 5	地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																																																																																																																																								
BS 5	臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	長期未払金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	退職手当引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	損失補償等引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 3	流動負債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																								
BS 5	地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																																																																																																																																								
BS 5	臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																								
BS 4	未払金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	未払費用																																																																																																																																																																																																								
BS 4	前受金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	前受収益																																																																																																																																																																																																								
BS 4	賞与等引当金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	預り金																																																																																																																																																																																																								
BS 4	その他																																																																																																																																																																																																								
BS 2	純資産合計																																																																																																																																																																																																								
BS 3	固定資産等形成分																																																																																																																																																																																																								
BS 3	余剰分(不足分)																																																																																																																																																																																																								
6	財務書類作成要領	別表	別表4-6 地方債明細表	p. 103	<p>別表4-6 地方債明細表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">前年度末残高</th> <th colspan="2">増加</th> <th colspan="2">減少</th> <th rowspan="2">本年度末残高</th> </tr> <tr> <th>借入</th> <th>振替</th> <th>返済</th> <th>振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1年内償還予定地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	前年度末残高	増加		減少		本年度末残高	借入	振替	返済	振替	地方債							1年内償還予定地方債							合計							<p>別表4-6 地方債明細表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">前年度末残高</th> <th colspan="2">増加</th> <th colspan="2">減少</th> <th rowspan="2">本年度末残高</th> </tr> <tr> <th>借入</th> <th>振替</th> <th>返済</th> <th>振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地方債(臨時財政対策債除く)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>臨時財政対策債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1年内償還予定地方債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地方債(臨時財政対策債除く)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>臨時財政対策債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区分	前年度末残高	増加		減少		本年度末残高	借入	振替	返済	振替	地方債							地方債(臨時財政対策債除く)							臨時財政対策債							1年内償還予定地方債							地方債(臨時財政対策債除く)							臨時財政対策債							合計																																																																																																													
区分	前年度末残高	増加		減少				本年度末残高																																																																																																																																																																																																	
		借入	振替	返済	振替																																																																																																																																																																																																				
地方債																																																																																																																																																																																																									
1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																																																																									
区分	前年度末残高	増加		減少		本年度末残高																																																																																																																																																																																																			
		借入	振替	返済	振替																																																																																																																																																																																																				
地方債																																																																																																																																																																																																									
地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																																																																																																																																									
臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																									
1年内償還予定地方債																																																																																																																																																																																																									
地方債(臨時財政対策債除く)																																																																																																																																																																																																									
臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																									
合計																																																																																																																																																																																																									
7	財務書類作成要領	別表	別表6 資金仕訳変換表 6-1 歳入科目(特定)	p. 106	<table border="1"> <tr> <td>17 地方債</td> <td>CF 地方債発行収入</td> <td>BS 地方債</td> </tr> </table>	17 地方債	CF 地方債発行収入	BS 地方債	<table border="1"> <tr> <td>17 地方債</td> <td>CF 地方債発行収入</td> <td>BS 地方債(臨時財政対策債除く)</td> <td>BS 臨時財政対策債</td> </tr> </table>	17 地方債	CF 地方債発行収入	BS 地方債(臨時財政対策債除く)	BS 臨時財政対策債																																																																																																																																																																																												
17 地方債	CF 地方債発行収入	BS 地方債																																																																																																																																																																																																							
17 地方債	CF 地方債発行収入	BS 地方債(臨時財政対策債除く)	BS 臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																						

No.	修正箇所			現行	改訂案
8	財務書類作成要領	別表	別表6 資金仕訳変換表 6-4 歳出科目(仕訳複数例)	p. 109	
9	財務書類作成要領	チェックリスト	Ⅲ. 財務書類・附属明細書の相互間の金額の照合 (2) 附属明細書 新設(15と16の間)	p. 121 (新設)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 16 「1(2)①地方債(借入先別)の明細」の「貸借対照表の「臨時財政対策債」(固定負債)残高+「臨時財政対策債」(流動負債)残高 </div> ※以下、番号ずれ留意

No.	修正箇所				現行		改訂案																																																																															
10	連結財務書類作成の手引き	本文	(本文中で記載例として示される連結貸借対照表)	p. 176	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債等		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債等		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債等		地方債等(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債等		地方債等(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計	
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債等																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債等																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債等																																																																																						
地方債等(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債等																																																																																						
地方債等(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						
11	連結財務書類作成の手引き	様式	様式第1号 連結貸借対照表	p. 196	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債等		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債等		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計		<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 長期未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 退職手当引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 損失補償等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1年内償還予定地方債等</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 地方債等(臨時財政対策債除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 臨時財政対策債</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 未払費用</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 前受収益</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 賞与等引当金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 預り金</td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額	【負債の部】		固定負債		地方債等		地方債等(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		長期未払金		退職手当引当金		損失補償等引当金		その他		流動負債		1年内償還予定地方債等		地方債等(臨時財政対策債除く)		臨時財政対策債		未払金		未払費用		前受金		前受収益		賞与等引当金		預り金		その他		負債合計	
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債等																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債等																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						
科目	金額																																																																																					
【負債の部】																																																																																						
固定負債																																																																																						
地方債等																																																																																						
地方債等(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
長期未払金																																																																																						
退職手当引当金																																																																																						
損失補償等引当金																																																																																						
その他																																																																																						
流動負債																																																																																						
1年内償還予定地方債等																																																																																						
地方債等(臨時財政対策債除く)																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																						
未払金																																																																																						
未払費用																																																																																						
前受金																																																																																						
前受収益																																																																																						
賞与等引当金																																																																																						
預り金																																																																																						
その他																																																																																						
負債合計																																																																																						

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
15	連結財務書類作成の手引き	様式	<p>様式第5号 連結附属明細書</p> <p>1. 連結貸借対照表の内容に関する明細</p>	p. 206	<p>(2)負債項目の明細 ①地方債等(借入先別)の明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">地方債等 残高</th> <th rowspan="2">うち1年内償還予定</th> <th rowspan="2">政府資金</th> <th rowspan="2">地方公共団体 金融機関</th> <th rowspan="2">市中銀行</th> <th rowspan="2">その他の 金融機関</th> <th rowspan="2">市場公募債</th> <th colspan="2">その他の</th> </tr> <tr> <th>うち共同発行債</th> <th>うち住居公募債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【通常分】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般公共事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公営住宅建設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>災害復旧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>教育・福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般単独事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【特別分】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>臨時財政対策債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減税補てん債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職手当債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【その他】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	地方債等 残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	その他の		うち共同発行債	うち住居公募債	【通常分】										一般公共事業										公営住宅建設										災害復旧										教育・福祉施設										一般単独事業										その他										【特別分】										臨時財政対策債										減税補てん債										退職手当債										その他										【その他】										合計										<p>(2)負債項目の明細 ①地方債等(借入先別)の明細</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">地方債等 残高</th> <th rowspan="2">うち1年内償還予定</th> <th rowspan="2">政府資金</th> <th rowspan="2">地方公共団体 金融機関</th> <th rowspan="2">市中銀行</th> <th rowspan="2">その他の 金融機関</th> <th rowspan="2">市場公募債</th> <th colspan="2">その他の</th> </tr> <tr> <th>うち共同発行債</th> <th>うち住居公募債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>【通常分】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般公共事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公営住宅建設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>災害復旧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>教育・福祉施設</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般単独事業</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【特別分】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>臨時財政対策債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>減税補てん債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>退職手当債</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>【その他】</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	地方債等 残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	その他の		うち共同発行債	うち住居公募債	【通常分】										一般公共事業										公営住宅建設										災害復旧										教育・福祉施設										一般単独事業										その他										【特別分】										臨時財政対策債										減税補てん債										退職手当債										その他										【その他】										合計									
種別	地方債等 残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行									その他の 金融機関	市場公募債	その他の																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
						うち共同発行債	うち住居公募債																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
【通常分】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般公共事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
公営住宅建設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
災害復旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
教育・福祉施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般単独事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【特別分】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
減税補てん債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
退職手当債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
種別	地方債等 残高	うち1年内償還予定	政府資金	地方公共団体 金融機関	市中銀行	その他の 金融機関	市場公募債	その他の																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
								うち共同発行債	うち住居公募債																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
【通常分】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般公共事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
公営住宅建設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
災害復旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
教育・福祉施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
一般単独事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【特別分】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
臨時財政対策債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
減税補てん債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
退職手当債																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
【その他】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

③ 固定資産台帳の整理・精緻化

○構成の変更

No.	修正箇所				現行	改訂案
1	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	-	p. 126-p. 132	<p>Ⅲ 固定資産台帳の記載項目</p> <p>Ⅳ 固定資産台帳の記載対象範囲</p> <p>1 総則</p> <p>2 建物仮勘定</p> <p>3 リース資産</p> <p>4 PFI</p> <p>Ⅴ 固定資産台帳の記載単位</p> <p>1 総則</p> <p>2 付随費用</p> <p>3 資本的支出と修繕費の区分</p>	<p>Ⅲ 固定資産台帳の記載単位</p> <p>Ⅳ 固定資産台帳の記載項目</p> <p>Ⅴ 固定資産台帳の記載対象範囲</p> <p>1 総則</p> <p>2 建設仮勘定</p> <p>3 リース資産</p> <p>4 PFI</p> <p>5 付随費用</p> <p>6 資本的支出と修繕費の区分</p>

○固定資産台帳の様式新設・作成方法追加

No.	修正箇所				現行	改訂案
2	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	8段落	p. 126	<p>また、前述のとおり現行制度における各種台帳については、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くありますが、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳から可能な限りデータを取得した上で、将来的な一元化を見据えた固定資産台帳として整備することも考えられます。</p>	<p>また、前述のとおり現行制度における各種台帳の記載項目については、その目的や構造等において固定資産台帳との相違点も多くありますが、将来的には一体的な管理を行うようにすることが効率的な資産管理という観点からも望ましいため、既存の各種台帳と固定資産台帳とを運動できるようにし、可能な限り一体的な管理・運用ができる形で整備することも考えられます。</p>
3	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	9段落	p. 126	<p>特に、主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等と固定資産台帳については、内容が重複する部分も多く、相互の整合性を保持し、効率的な管理を図るためにも、例えば資産番号等を共用してリンクさせることが望まれます。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ注意</p>
4	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	12段落	p. 126	<p>固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できるようになっていなければなりません。具体的には、1資産単位ごとに、勘定科目、件名、取得年月日、取得価額等、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延べ床、面積）等の情報を備えることとします。なお、これらの情報は、資産管理の目的にも必要なものと考えられます。</p>	<p>固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たす以上、財務書類に計上される項目の内訳が算出できるようになっていなければなりません。また、前述したように、公共施設マネジメントへの活用などを前提とした、各種台帳との運動を意識した作りとすることが望まれます。</p>
5	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	13段落	p. 126	<p>個々の固定資産台帳の記載項目については、「固定資産台帳の記載項目の例」（「別紙2」参照）のとおりとし、原則として「①基本項目」を備えることとします。</p>	<p>具体的には、別紙2のとおりであり、1資産単位ごとに各項目を備えることとし、特に財務書類作成のための項目については、毎年度公表することとします。なお、公表するに当たっては、各項目の概念に沿ったものが網羅されていれば良く、各項目の名称まで統一する必要はありません。また「期末簿価」のように他の項目（「取得価額等」と「減価償却累計額」）から算出可能なものは表示しないことを許容します。</p>

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																						
6	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	14段落	p. 126	<p>また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、各地方公共団体の判断により、例えば「②追加項目」のように、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加すること等により、活用の幅を広げることも重要です。ただし、公共施設マネジメント等については、これらの項目以外の情報等を固定資産台帳と複合的に照らしあわせて活用したり、他のシステムに情報を集積し、取組を行っていたりする例があるなど、各団体における取組方法は様々であることから、この程度、こうした情報を固定資産台帳に追加して整備するかは、個々の地方公共団体の創意工夫が必要となります。</p>	<p>また、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用するため、固定資産台帳上のデータと自治体が別途保持するデータ（利用者等、修繕費等）との紐付けが容易に行えるよう、固定資産台帳に「所管部署」と「施設等コード」を追加することで、より正確な財務情報や施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化等の方針について検討することが期待されます。</p> <p style="text-align: center;">公共施設マネジメントへの活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">固定資産台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>台帳責任</th> <th>資産名称</th> <th>...</th> <th>所管部署</th> <th>施設等コード</th> <th>積算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0001</td> <td>X図書館 本館</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23161</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>0002</td> <td>X図書館 本館 自動ドア</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23161</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>0003</td> <td>X図書館 本館 改修工事</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23161</td> <td>03</td> </tr> <tr> <td>0004</td> <td>X図書館 分館</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23162</td> <td>01</td> </tr> <tr> <td>0005</td> <td>X図書館 分館 空調設備</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23162</td> <td>02</td> </tr> <tr> <td>0006</td> <td>X図書館 分館 長寿命化工事</td> <td>...</td> <td>生涯学習課</td> <td>23162</td> <td>03</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">← 施設等コードで紐付け</p> <p style="text-align: center;">施設等単位データ*</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設等コード</th> <th>施設等名称</th> <th>施設等一式簿価</th> <th>維持管理費総額</th> <th>劣化度</th> <th>使用開始年数</th> <th>耐用年数</th> <th>耐用年数状況</th> <th>耐用年数診断</th> <th>耐用年数更新</th> <th>...</th> <th>利用者数</th> <th>...</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23160</td> <td>X図書館</td> <td>8,508,265</td> <td>99,652</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>350人</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>23161</td> <td>X図書館本館</td> <td>5,908,463</td> <td>58,011</td> <td>...</td> <td>C</td> <td>60</td> <td>危険性低</td> <td>2015</td> <td>耐震化済</td> <td>2012</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>23162</td> <td>X図書館分館</td> <td>2,599,802</td> <td>41,641</td> <td>...</td> <td>B</td> <td>70</td> <td>危険性低</td> <td>2015</td> <td>耐震化済</td> <td>2012</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(例) 施設等コードの振り方 (一例)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>1桁目</th> <th>2桁目</th> <th>3桁目</th> <th>4桁目</th> <th>5桁目</th> <th>枝番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政目的区分</td> <td>事業区分</td> <td>施設分類</td> <td>施設名</td> <td>場所・棟</td> <td>取替・更新</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>社会教育</td> <td>図書館</td> <td>X図書館</td> <td>本館</td> <td>本館新規</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>01</td> </tr> </tbody> </table> </div>	台帳責任	資産名称	...	所管部署	施設等コード	積算	0001	X図書館 本館	...	生涯学習課	23161	01	0002	X図書館 本館 自動ドア	...	生涯学習課	23161	02	0003	X図書館 本館 改修工事	...	生涯学習課	23161	03	0004	X図書館 分館	...	生涯学習課	23162	01	0005	X図書館 分館 空調設備	...	生涯学習課	23162	02	0006	X図書館 分館 長寿命化工事	...	生涯学習課	23162	03	施設等コード	施設等名称	施設等一式簿価	維持管理費総額	劣化度	使用開始年数	耐用年数	耐用年数状況	耐用年数診断	耐用年数更新	...	利用者数	...	23160	X図書館	8,508,265	99,652	350人	85%	23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012	23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012	1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	枝番	行政目的区分	事業区分	施設分類	施設名	場所・棟	取替・更新	教育	社会教育	図書館	X図書館	本館	本館新規	2	3	1	6	1	01
台帳責任	資産名称	...	所管部署	施設等コード	積算																																																																																																																							
0001	X図書館 本館	...	生涯学習課	23161	01																																																																																																																							
0002	X図書館 本館 自動ドア	...	生涯学習課	23161	02																																																																																																																							
0003	X図書館 本館 改修工事	...	生涯学習課	23161	03																																																																																																																							
0004	X図書館 分館	...	生涯学習課	23162	01																																																																																																																							
0005	X図書館 分館 空調設備	...	生涯学習課	23162	02																																																																																																																							
0006	X図書館 分館 長寿命化工事	...	生涯学習課	23162	03																																																																																																																							
施設等コード	施設等名称	施設等一式簿価	維持管理費総額	劣化度	使用開始年数	耐用年数	耐用年数状況	耐用年数診断	耐用年数更新	...	利用者数	...																																																																																																																
23160	X図書館	8,508,265	99,652	350人	85%																																																																																																																
23161	X図書館本館	5,908,463	58,011	...	C	60	危険性低	2015	耐震化済	2012																																																																																																																
23162	X図書館分館	2,599,802	41,641	...	B	70	危険性低	2015	耐震化済	2012																																																																																																																
1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5桁目	枝番																																																																																																																							
行政目的区分	事業区分	施設分類	施設名	場所・棟	取替・更新																																																																																																																							
教育	社会教育	図書館	X図書館	本館	本館新規																																																																																																																							
2	3	1	6	1	01																																																																																																																							
7	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	16段落	p. 126	<p>16. なお、記載項目を追加する際には、所管部署ごとに必要な情報が異なる場合もあるため、どこまで情報が取得できるかの整理が前提となります。例えば、建物・公園・道路など資産の性質や利用目的に応じ、所管部署ごとに固定資産台帳の様式を一部異なるものにすることも考えられます。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ注意</p>																																																																																																																						
8	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	17段落	p. 127	<p>17. 以上をまとめると、固定資産台帳の記載項目については、原則として「別紙2」の「①基本項目」を備えることとしますが、実際に資産を管理・活用する所管部署が資産管理のためにどのような情報が必要とするか等によって追加する項目を決めていくことがポイントとなると考えられます。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ注意</p>																																																																																																																						

○項目の定義づけ

No.	修正箇所	現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	別紙	p. 155																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
				別紙資料参照																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 固定資産台帳の記載項目の例 別紙2 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">No.</th> <th style="width: 30%;">新地方公会計モデル (基準モデル・取捨方式改訂モデル)</th> <th style="width: 30%;">項目の説明</th> <th style="width: 30%;">②追加項目 (公共施設マネジメント等に準ずるための項目を追加)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>番号</td><td>番号</td><td>項目の番号</td></tr> <tr><td>2</td><td>枝番</td><td>枝番</td><td>同一の資産について区分されていない場合は枝番</td></tr> <tr><td>3</td><td>所在地</td><td>所在地</td><td>資産の所在地</td></tr> <tr><td>4</td><td>所属(部署等)</td><td>所属(部署等)</td><td>資産を管理している部署の名称</td></tr> <tr><td>5</td><td>勘定科目(種目・種別)</td><td>勘定科目(種目・種別)</td><td>勘定する勘定科目</td></tr> <tr><td>6</td><td>件名(施設名)</td><td>件名(施設名)</td><td>資産の名称</td></tr> <tr><td>7</td><td>リース区分</td><td>リース区分</td><td>リース区分(リース区分ある場合は区分)</td></tr> <tr><td>8</td><td>耐用年数区分(構造)</td><td>耐用年数区分(構造)</td><td>耐用年数区分の構造</td></tr> <tr><td>9</td><td>耐用年数</td><td>耐用年数</td><td>耐用年数の年数</td></tr> <tr><td>10</td><td>取得年月日</td><td>取得年月日</td><td>取得した年月日</td></tr> <tr><td>11</td><td>供用開始年月日</td><td>供用開始年月日</td><td>開始供用した年月日</td></tr> <tr><td>12</td><td>取得価額、取得価額相対額</td><td>取得価額等</td><td>取得価額</td></tr> <tr><td>13</td><td></td><td>所有割合</td><td>取得割合について区分している取得割合の区分</td></tr> <tr><td>14</td><td>増減異動日付</td><td>増減異動日付</td><td>取得または取得がなくなった異動の日付</td></tr> <tr><td>15</td><td>増減異動前簿価</td><td>増減異動前簿価</td><td>取得または取得がなくなった異動前の簿価(取得簿価)</td></tr> <tr><td>16</td><td>増減異動事由</td><td>増減異動事由</td><td>取得または取得がなくなった事由</td></tr> <tr><td>17</td><td>今回増加額</td><td>今回増加額</td><td>今回増加額(今回増加額(同一-同一)合計)</td></tr> <tr><td>18</td><td>今回増加内訳</td><td>今回増加内訳</td><td>今回増加額の内訳</td></tr> <tr><td>19</td><td>無償取得増加分</td><td>無償取得増加分</td><td>無償取得による増加の内訳</td></tr> <tr><td>20</td><td>無償所管増加分</td><td>無償所管増加分</td><td>無償所管による増加の内訳</td></tr> <tr><td>21</td><td>その他無償取得増加分</td><td>その他無償取得増加分</td><td>その他無償による増加の内訳</td></tr> <tr><td>22</td><td>減価償却額</td><td>減価償却額</td><td>減価償却による減少の内訳(減価償却額)</td></tr> <tr><td>23</td><td>今回減少額</td><td>今回減少額</td><td>今回減少額(今回減少額(同一-同一)合計)</td></tr> <tr><td>24</td><td>今回減少内訳</td><td>今回減少内訳</td><td>今回減少額の内訳</td></tr> <tr><td>25</td><td>除却額</td><td>除却額</td><td>除却した金額の内訳</td></tr> <tr><td>26</td><td>無償所管減加分</td><td>無償所管減加分</td><td>無償所管による減少の内訳</td></tr> <tr><td>27</td><td>その他無償減加分</td><td>その他無償減加分</td><td>その他無償による減少の内訳</td></tr> <tr><td>28</td><td>損耗減少分</td><td>損耗減少分</td><td>損耗による減少の内訳(同一-同一)合計</td></tr> <tr><td>29</td><td>振替・分割減額</td><td>振替・分割減額</td><td>振替による減少の内訳</td></tr> <tr><td>30</td><td>減価償却額</td><td>減価償却額</td><td>減価償却による減少の内訳</td></tr> <tr><td>31</td><td>評価増減額</td><td>評価増減額</td><td>評価増減</td></tr> <tr><td>32</td><td>増減異動後簿価</td><td>増減異動後簿価(期末簿価)</td><td>期末簿価(期末簿価)</td></tr> <tr><td>33</td><td></td><td>会計区分</td><td>会計区分</td></tr> <tr><td>34</td><td>予算執行科目</td><td>予算執行科目</td><td>取得した予算科目(取得した予算科目(同一-同一)合計)</td></tr> <tr><td>35</td><td>用途</td><td>用途</td><td>取得した用途</td></tr> <tr><td>36</td><td>事業分類</td><td>事業分類</td><td>取得した事業分類</td></tr> <tr><td>37</td><td>開始時見積資産</td><td>開始時見積資産</td><td>取得した資産(取得した資産(同一-同一)合計)</td></tr> <tr><td>38</td><td>各種属性情報</td><td>各種属性情報</td><td>取得した属性情報</td></tr> <tr><td>39</td><td>売却可能区分</td><td>売却可能区分</td><td>売却可能であるかどうかの区分</td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td>納簿等</td><td>取得した納簿等の取得(取得した納簿等の取得)</td></tr> <tr><td>41</td><td>完全除却済記号</td><td>完全除却済記号</td><td>完全除却済の記号</td></tr> <tr><td>42</td><td></td><td>数量(延べ床・面積)</td><td>数量(延べ床・面積)</td></tr> <tr><td>43</td><td></td><td>階数(建物)</td><td>階数(建物)</td></tr> <tr><td>44</td><td></td><td>地目(土地)</td><td>地目(土地)</td></tr> <tr><td>45</td><td></td><td>種別(建物)</td><td>種別(建物)</td></tr> <tr><td>46</td><td></td><td>目的別資産区分</td><td>目的別資産区分</td></tr> <tr><td>47</td><td></td><td>減価償却累計額</td><td>減価償却累計額</td></tr> <tr><td>48</td><td></td><td>財産区分(行政財産・普通財産)</td><td>財産区分(行政財産・普通財産)</td></tr> <tr><td>49</td><td></td><td>公有財産台帳番号</td><td>公有財産台帳番号</td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td>法定台帳番号</td><td>法定台帳番号</td></tr> <tr><td>51</td><td>取得財産内訳</td><td></td><td>取得財産内訳</td></tr> <tr><td>52</td><td></td><td></td><td>取得財産内訳</td></tr> <tr><td>53</td><td></td><td></td><td>取得財産内訳(建物)</td></tr> <tr><td>54</td><td></td><td></td><td>取得財産内訳(建物)</td></tr> <tr><td>55</td><td></td><td></td><td>長寿命化程度</td></tr> <tr><td>56</td><td></td><td></td><td>複合化状況</td></tr> <tr><td>57</td><td></td><td></td><td>利用形態(件数)</td></tr> <tr><td>58</td><td></td><td></td><td>種別等</td></tr> <tr><td>59</td><td></td><td></td><td>運営方式</td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td>運営時期</td></tr> <tr><td>61</td><td></td><td></td><td>職員人数</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>ランニングコスト</td></tr> </tbody> </table>	No.	新地方公会計モデル (基準モデル・取捨方式改訂モデル)	項目の説明	②追加項目 (公共施設マネジメント等に準ずるための項目を追加)	1	番号	番号	項目の番号	2	枝番	枝番	同一の資産について区分されていない場合は枝番	3	所在地	所在地	資産の所在地	4	所属(部署等)	所属(部署等)	資産を管理している部署の名称	5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	勘定する勘定科目	6	件名(施設名)	件名(施設名)	資産の名称	7	リース区分	リース区分	リース区分(リース区分ある場合は区分)	8	耐用年数区分(構造)	耐用年数区分(構造)	耐用年数区分の構造	9	耐用年数	耐用年数	耐用年数の年数	10	取得年月日	取得年月日	取得した年月日	11	供用開始年月日	供用開始年月日	開始供用した年月日	12	取得価額、取得価額相対額	取得価額等	取得価額	13		所有割合	取得割合について区分している取得割合の区分	14	増減異動日付	増減異動日付	取得または取得がなくなった異動の日付	15	増減異動前簿価	増減異動前簿価	取得または取得がなくなった異動前の簿価(取得簿価)	16	増減異動事由	増減異動事由	取得または取得がなくなった事由	17	今回増加額	今回増加額	今回増加額(今回増加額(同一-同一)合計)	18	今回増加内訳	今回増加内訳	今回増加額の内訳	19	無償取得増加分	無償取得増加分	無償取得による増加の内訳	20	無償所管増加分	無償所管増加分	無償所管による増加の内訳	21	その他無償取得増加分	その他無償取得増加分	その他無償による増加の内訳	22	減価償却額	減価償却額	減価償却による減少の内訳(減価償却額)	23	今回減少額	今回減少額	今回減少額(今回減少額(同一-同一)合計)	24	今回減少内訳	今回減少内訳	今回減少額の内訳	25	除却額	除却額	除却した金額の内訳	26	無償所管減加分	無償所管減加分	無償所管による減少の内訳	27	その他無償減加分	その他無償減加分	その他無償による減少の内訳	28	損耗減少分	損耗減少分	損耗による減少の内訳(同一-同一)合計	29	振替・分割減額	振替・分割減額	振替による減少の内訳	30	減価償却額	減価償却額	減価償却による減少の内訳	31	評価増減額	評価増減額	評価増減	32	増減異動後簿価	増減異動後簿価(期末簿価)	期末簿価(期末簿価)	33		会計区分	会計区分	34	予算執行科目	予算執行科目	取得した予算科目(取得した予算科目(同一-同一)合計)	35	用途	用途	取得した用途	36	事業分類	事業分類	取得した事業分類	37	開始時見積資産	開始時見積資産	取得した資産(取得した資産(同一-同一)合計)	38	各種属性情報	各種属性情報	取得した属性情報	39	売却可能区分	売却可能区分	売却可能であるかどうかの区分	40		納簿等	取得した納簿等の取得(取得した納簿等の取得)	41	完全除却済記号	完全除却済記号	完全除却済の記号	42		数量(延べ床・面積)	数量(延べ床・面積)	43		階数(建物)	階数(建物)	44		地目(土地)	地目(土地)	45		種別(建物)	種別(建物)	46		目的別資産区分	目的別資産区分	47		減価償却累計額	減価償却累計額	48		財産区分(行政財産・普通財産)	財産区分(行政財産・普通財産)	49		公有財産台帳番号	公有財産台帳番号	50		法定台帳番号	法定台帳番号	51	取得財産内訳		取得財産内訳	52			取得財産内訳	53			取得財産内訳(建物)	54			取得財産内訳(建物)	55			長寿命化程度	56			複合化状況	57			利用形態(件数)	58			種別等	59			運営方式	60			運営時期	61			職員人数				ランニングコスト	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 固定資産台帳の記載項目 別紙2 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目の目的</th> <th style="width: 15%;">項目名</th> <th style="width: 45%;">項目の説明</th> <th style="width: 25%;">(参考) 算出式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">財務書類作成のための項目 (対外的な公表対象)</td> <td rowspan="5">財務4表</td> <td>台帳番号</td> <td>台帳における資産の識別番号</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>資産名称</td> <td>資産の名称</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>資産の所在地</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>(延べ床) 面積、延長、個数など</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産/無形固定資産</td> <td>有形固定資産か無形固定資産かの区分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">附属明細書</td> <td>事業用資産/インフラ資産/所有外管理資産/物品</td> <td>事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産、物品であるかの区分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土地/建物等の別</td> <td>土地、建物、工作物、船舶等であるかの区分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取得年度</td> <td>資産を取得した年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法定耐用年数</td> <td>耐用年数省令で定められている減価償却資産の耐用年数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取得価額等</td> <td>取得価額、再調達価額、備忘価額など</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">注記</td> <td>減価償却費</td> <td>法定耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額</td> <td>取得価額等×法定耐用年数に基づく償却率[※] <small>※法定耐用年数の取捨を考慮した下第4段で取り上げた取捨</small></td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>減価償却費の累計額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>期末簿価</td> <td>資産の取得価額等から減価償却累計額を差し引いた額(増減異動後簿価)</td> <td>取得価額等－減価償却累計額</td> </tr> <tr> <td>売却可能区分</td> <td>売却可能資産であるか否かの区分</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>売却可能価額</td> <td>売却可能資産の場合の売却可能価額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">公共施設マネジメント等に有用な項目</td> <td>所管部署</td> <td>当該資産を所管している部署</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設等コード</td> <td>別途管理している施設等管理データと連携するための施設等毎のコード</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	項目の目的	項目名	項目の説明	(参考) 算出式	財務書類作成のための項目 (対外的な公表対象)	財務4表	台帳番号	台帳における資産の識別番号	—	資産名称	資産の名称	—	所在地	資産の所在地	—	数量	(延べ床) 面積、延長、個数など	—	有形固定資産/無形固定資産	有形固定資産か無形固定資産かの区分	—	附属明細書	事業用資産/インフラ資産/所有外管理資産/物品	事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産、物品であるかの区分	—	土地/建物等の別	土地、建物、工作物、船舶等であるかの区分	—	取得年度	資産を取得した年度	—	法定耐用年数	耐用年数省令で定められている減価償却資産の耐用年数	—	取得価額等	取得価額、再調達価額、備忘価額など	—	注記	減価償却費	法定耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額	取得価額等×法定耐用年数に基づく償却率 [※] <small>※法定耐用年数の取捨を考慮した下第4段で取り上げた取捨</small>	減価償却累計額	減価償却費の累計額	—	期末簿価	資産の取得価額等から減価償却累計額を差し引いた額(増減異動後簿価)	取得価額等－減価償却累計額	売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	—	売却可能価額	売却可能資産の場合の売却可能価額	—	公共施設マネジメント等に有用な項目	所管部署	当該資産を所管している部署	—	施設等コード	別途管理している施設等管理データと連携するための施設等毎のコード	—
No.	新地方公会計モデル (基準モデル・取捨方式改訂モデル)	項目の説明	②追加項目 (公共施設マネジメント等に準ずるための項目を追加)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	番号	番号	項目の番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
2	枝番	枝番	同一の資産について区分されていない場合は枝番																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	所在地	所在地	資産の所在地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
4	所属(部署等)	所属(部署等)	資産を管理している部署の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
5	勘定科目(種目・種別)	勘定科目(種目・種別)	勘定する勘定科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
6	件名(施設名)	件名(施設名)	資産の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
7	リース区分	リース区分	リース区分(リース区分ある場合は区分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
8	耐用年数区分(構造)	耐用年数区分(構造)	耐用年数区分の構造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
9	耐用年数	耐用年数	耐用年数の年数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
10	取得年月日	取得年月日	取得した年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
11	供用開始年月日	供用開始年月日	開始供用した年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
12	取得価額、取得価額相対額	取得価額等	取得価額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
13		所有割合	取得割合について区分している取得割合の区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
14	増減異動日付	増減異動日付	取得または取得がなくなった異動の日付																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
15	増減異動前簿価	増減異動前簿価	取得または取得がなくなった異動前の簿価(取得簿価)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
16	増減異動事由	増減異動事由	取得または取得がなくなった事由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
17	今回増加額	今回増加額	今回増加額(今回増加額(同一-同一)合計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
18	今回増加内訳	今回増加内訳	今回増加額の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
19	無償取得増加分	無償取得増加分	無償取得による増加の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
20	無償所管増加分	無償所管増加分	無償所管による増加の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
21	その他無償取得増加分	その他無償取得増加分	その他無償による増加の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
22	減価償却額	減価償却額	減価償却による減少の内訳(減価償却額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
23	今回減少額	今回減少額	今回減少額(今回減少額(同一-同一)合計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
24	今回減少内訳	今回減少内訳	今回減少額の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
25	除却額	除却額	除却した金額の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
26	無償所管減加分	無償所管減加分	無償所管による減少の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
27	その他無償減加分	その他無償減加分	その他無償による減少の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
28	損耗減少分	損耗減少分	損耗による減少の内訳(同一-同一)合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
29	振替・分割減額	振替・分割減額	振替による減少の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
30	減価償却額	減価償却額	減価償却による減少の内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
31	評価増減額	評価増減額	評価増減																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
32	増減異動後簿価	増減異動後簿価(期末簿価)	期末簿価(期末簿価)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
33		会計区分	会計区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
34	予算執行科目	予算執行科目	取得した予算科目(取得した予算科目(同一-同一)合計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
35	用途	用途	取得した用途																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
36	事業分類	事業分類	取得した事業分類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
37	開始時見積資産	開始時見積資産	取得した資産(取得した資産(同一-同一)合計)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
38	各種属性情報	各種属性情報	取得した属性情報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
39	売却可能区分	売却可能区分	売却可能であるかどうかの区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
40		納簿等	取得した納簿等の取得(取得した納簿等の取得)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
41	完全除却済記号	完全除却済記号	完全除却済の記号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
42		数量(延べ床・面積)	数量(延べ床・面積)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
43		階数(建物)	階数(建物)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
44		地目(土地)	地目(土地)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
45		種別(建物)	種別(建物)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
46		目的別資産区分	目的別資産区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
47		減価償却累計額	減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
48		財産区分(行政財産・普通財産)	財産区分(行政財産・普通財産)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
49		公有財産台帳番号	公有財産台帳番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
50		法定台帳番号	法定台帳番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
51	取得財産内訳		取得財産内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
52			取得財産内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
53			取得財産内訳(建物)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
54			取得財産内訳(建物)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
55			長寿命化程度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
56			複合化状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
57			利用形態(件数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
58			種別等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
59			運営方式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
60			運営時期																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
61			職員人数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
			ランニングコスト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
項目の目的	項目名	項目の説明	(参考) 算出式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
財務書類作成のための項目 (対外的な公表対象)	財務4表	台帳番号	台帳における資産の識別番号	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		資産名称	資産の名称	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		所在地	資産の所在地	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		数量	(延べ床) 面積、延長、個数など	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		有形固定資産/無形固定資産	有形固定資産か無形固定資産かの区分	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	附属明細書	事業用資産/インフラ資産/所有外管理資産/物品	事業用資産、インフラ資産、所有外管理資産、物品であるかの区分	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		土地/建物等の別	土地、建物、工作物、船舶等であるかの区分	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		取得年度	資産を取得した年度	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		法定耐用年数	耐用年数省令で定められている減価償却資産の耐用年数	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		取得価額等	取得価額、再調達価額、備忘価額など	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
注記	減価償却費	法定耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額	取得価額等×法定耐用年数に基づく償却率 [※] <small>※法定耐用年数の取捨を考慮した下第4段で取り上げた取捨</small>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	減価償却累計額	減価償却費の累計額	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	期末簿価	資産の取得価額等から減価償却累計額を差し引いた額(増減異動後簿価)	取得価額等－減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	売却可能価額	売却可能資産の場合の売却可能価額	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
公共施設マネジメント等に有用な項目	所管部署	当該資産を所管している部署	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	施設等コード	別途管理している施設等管理データと連携するための施設等毎のコード	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

Q&Aの追加

No.	修正箇所				現行	改訂案
10	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号 2	p. 397	<p>(質問) 固定資産台帳については、公表を前提とすることとされていますが、全ての項目を公表する必要があるでしょうか。</p> <p>(回答) 原則として、全ての項目についてエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することとします。ただし、HP上で公表する際に、データ容量の都合上、全ての項目を編集可能なデータ形式で公表することが困難である場合には、未利用資産の有効活用の観点から、最低限、事業用資産及びインフラ資産について、「所在地」「件名(施設名)」「取得年月日」「取得価額等」「増減異動後簿価(期末簿価)」「用途」「売却可能区分」「時価等」「数量(延べ床)面積」「減価償却累計額」「財産区分(行政財産・普通財産)」を公表することも考えられます。なお、その場合であっても、固定資産台帳の全ての項目が記載された冊子等を地方公共団体の窓口等に備えておくなど、希望者が固定資産台帳の情報を閲覧できるよう工夫することが必要です。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」5段落</p>	<p>(質問) 固定資産台帳については、公表を前提とすることとされていますが、全ての項目を公表する必要があるでしょうか。</p> <p>(回答) 固定資産台帳が財務書類作成のための補助簿の役割を果たすことを踏まえ、「台帳手引き」別紙2における「財務書類作成のための項目」についてはエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表することとします。ただし、例えば「期末簿価」のように他の項目情報(「取得価額等」と「減価償却累計額」)から算出可能なものについては表示を省略することも許容します。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」○段落、別紙2</p>
11	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号 2 と 3 の間)	p. 397	(新設)	<p>(質問) 地方公共団体の任意で固定資産台帳で示された様式以外の項目を保持しても良いのでしょうか。</p> <p>(回答) 固定資産台帳について示している様式(別紙2)は、特に財務書類の補助簿として必要最小限の項目を提示しているものであり、これらの項目を網羅しているのであれば、更なる項目を保持することは否定されるものではありません。例えば、減価償却計算の根拠とした構造・用途区分情報などはより数値の適正性を確保できるものと考えられます。ただし、これらを追加したとして、当該項目に係る情報について公表を義務付けるものではありません。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」13段落、別紙2</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
12	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号 3	p. 397	<p>(質問) 固定資産台帳は公表を前提とすることとされていますが、個人情報など法令により公表できない情報があった場合、どのように対処すればよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 個人情報保護法等の観点から公表できない情報については、当該法令等の趣旨を踏まえた対応が必要となりますが、例えば、「民間企業」、「個人」といった記載、このような対応ができない場合は、「不開示」といった記載が考えられます。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」5段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

No.	修正箇所			現行	改訂案	
13	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号 6	p. 397	<p>(質問) 固定資産台帳の記載項目が例示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならないのでしょうか。</p> <p>(回答) 同例示（「台帳手引き」別紙2）の「①基本項目」は、原則として記載する必要があります。また、「②追加項目」は、各地方公共団体の判断による任意の記載としていますが、活用の幅を広げるためにも記載することが適当です。なお、同例示は記載例とされている中で、特に「②追加項目」については、各地方公共団体の実情に応じて追加等することが適当です。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」13段落、14段落、別紙2</p>	<p>(質問) 固定資産台帳の記載項目が示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならないのでしょうか。</p> <p>(回答) 記載項目（「台帳手引き」別紙2）の「財務書類作成のための項目」は、原則として記載する必要があります。また、「公共施設マネジメント等に有用な項目」は、固定資産台帳に「所管部署」と「施設等コード」を追加することを推奨しております。これら項目を追加することで、固定資産台帳上のデータと自治体が別途保持する各施設に係るデータ（利用者等、修繕費等）とを紐付け、双方間の連動性を高め、より精緻な財務情報と施設ごとの実績情報の両面から、今後の更新・統廃合・長寿命化等の方針について検討することが期待されます。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」〇段落、別紙2</p>
14	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号 7	p. 397	<p>(質問) 固定資産台帳の追加記載項目とされている長寿命化履歴には、具体的にどのような内容を記載すればよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 公共施設等のマネジメントのためには、「①基本項目」のような基本情報を管理することはもとより、施設の実態に即した情報を管理することも重要です。上記観点から「②追加項目」で明示されている「長寿命化履歴」については、長寿命化工事の有無、実施時期、関連する台帳番号等を記載することが考えられます。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」14段落、別紙2</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
15	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号 6 と 7 の間)	p. 397	<p>(質問) 固定資産台帳の「公共施設マネジメント等に有用な項目」とされている施設等コードを用いて、固定資産台帳上のデータに対して具体的にどのようなデータを紐付けるのがよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 施設等コードを用いて利用者数や修繕費などといった別途個別施設毎で管理しているデータと紐付けることが考えられます。固定資産台帳のデータは取替や更新を行う単位での管理を基本とするため、より粗い粒度である個別施設単位で管理するのに適した利用者数や修繕費等のデータを固定資産台帳上で保持するのは難しいところがあります。したがって、これらの施設データは別途管理し、共通コードを用いて固定資産台帳と施設等一式データの連携を図ることが、公共施設マネジメントの観点で重要であるといえます。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」〇段落、別紙2</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>	

④全体・連結財務書類における効率化

○CF連結時における間接法の許容

No.	修正箇所				現行	改訂案
1	財務書類作成要領	本文	215段落	p. 55	215. 統一的な基準においては、資金収支計算書の作成（会計処理）及び表示ともに直接法を採用しています。	215. 統一的な基準においては、資金収支計算書の作成（会計処理）及び表示ともに 原則 直接法を採用しています。
2	連結財務書類の手引き	本文	35段落	p. 174	連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。その場合でも、全体資金収支計算書については作成することとします。	全体・連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、公営企業会計でも許容されている間接法による作成を許容します。 さらに、連結資金収支計算書については、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。

No.	修正箇所			現行	改訂案
3	連結財務書類の手引き	本文	35段落と36段落の間	p. 174, p. 175	(新設)

ここで、直接法と間接法における表示科目の違いは以下の参考様式の通り【業務活動収支】に現れます。

間接法による作成に当たっては、以下の参照箇所を参考に、まず行政コスト計算書の純行政コストをマイナスの形で計上するところから開始し、減価償却費などの非資金損益項目の調整、資産除売却損などの臨時損益等の調整、未収金などの業務活動内のキャッシュの増減などを調整の上、【投資活動収支】に計上されている分を調整した財源等を計上するなどして業務活動収支を算出してください。

なお、参考様式の金額欄において「符号反転」という記載がある科目は表示、ないしは算出した数値がプラスであればマイナスに、マイナスであればプラスにしたかたちで計上することを意味しており、参照箇所欄で*が付されている科目は投資活動収支ないしは財務活動収支に計上されている分を控除する必要があることに留意してください。

		科目	金額	参照箇所	
(区分)	【業務活動収支】				
	非資金費用の調整	純行政コスト	符号反転	PL	
		減価償却費		PL	
		退職手当引当金の増減		BS前年比較	
		賞与等引当金の増減		BS前年比較	
		投資損失引当金の増減	符号反転	BS前年比較	
		損失補償等引当金の増減		BS前年比較	
		徴収不能引当金の増減		BS前年比較	
		臨時損失その他のうち非資金分		PL	
		等用・臨時調整	資産除売却損		PL
			資産売却益	符号反転	PL
	資産・負債増減の調整	前受収益の増減		BS前年比較	
		長期延滞債権の増減	符号反転	BS前年比較	
		未収金の増減	符号反転	BS前年比較*	
		棚卸資産の増減	符号反転	BS前年比較	
		長期未払金の増減		BS前年比較*	
		未払金の増減		BS前年比較*	
		その他		※調整	
		小計			
		財源		NW	
		国県等補助金収入(投資活動収入分)	符号反転	CF	
		業務活動収支			

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																						
4	連結財務書類の手引き	本文	56段落	p. 181	<p>図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体（会計）の種類</th> <th rowspan="2">会計基準等</th> <th colspan="4">財務書類の作成方法</th> </tr> <tr> <th>貸借対照表</th> <th>行政コスト計算書</th> <th>純資産変動計算書</th> <th>資金収支計算書※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公営企業（法適用）※2</td> <td>地方公営企業法の財務規定等</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 決算統計及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>地方公営事業会計（法非適用）</td> <td>—</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> </tr> <tr> <td>一部事務組合・広域連合※3</td> <td>（公営企業は地方公営企業法の財務規定等）</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人</td> <td>地方独立行政法人会計基準</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>地方三公社</td> <td>（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>第三セクター等</td> <td>（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書等から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり ※1 連結資金収支計算書は、その事務負担等に配慮して、当分の間は作成しないことも許容することとします。その場合でも、全体資金収支計算書は作成することとします。 ※2 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を含みます。 ※3 一部事務組合・広域連合（地方公営企業（法適用）型）を除きます。</p>	団体（会計）の種類	会計基準等	財務書類の作成方法				貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1	地方公営企業（法適用）※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	地方公営事業会計（法非適用）	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	一部事務組合・広域連合※3	（公営企業は地方公営企業法の財務規定等）	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	地方三公社	（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	第三セクター等	（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書等から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等	<p>図6 連結対象団体（会計）ごとの財務書類の作成方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体（会計）の種類</th> <th rowspan="2">会計基準等</th> <th colspan="4">財務書類の作成方法</th> </tr> <tr> <th>貸借対照表</th> <th>行政コスト計算書</th> <th>純資産変動計算書</th> <th>資金収支計算書※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公営企業（法適用）※2</td> <td>地方公営企業法の財務規定等</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 決算統計及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>地方公営事業会計（法非適用）※3</td> <td>—</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> <td>× 執行データ等から仕訳変換を行い作成</td> </tr> <tr> <td>地方独立行政法人</td> <td>地方独立行政法人会計基準</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>地方三公社</td> <td>（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え</td> </tr> <tr> <td>第三セクター等</td> <td>（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等</td> <td>○ 貸借対照表から修正・読替え</td> <td>○ 損益計算書等から修正・読替え</td> <td>× 貸借対照表及び損益計算書等から作成</td> <td>○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等</td> </tr> </tbody> </table> <p>○：法定決算書類を基礎として活用可能 ×：新たに個別財務書類を作成する必要あり ※1 全体・連結資金収支計算書については、その事務負担等に配慮して、公営企業会計でも許容されている間接法による作成を許容します。 さらに、連結資金収支計算書については、当分の間は作成せず、連結精算表でも業務活動収支、投資活動収支及び財務活動収支といった本年度資金収支額の内訳については記載を省略することを許容することとします。 ※2 地方公営企業（法適用）型の一部事務組合・広域連合を含みます。 ※3 地方公営企業（法適用）型以外の一部事務組合・広域連合を含みます。</p>	団体（会計）の種類	会計基準等	財務書類の作成方法				貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1	地方公営企業（法適用）※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	地方公営事業会計（法非適用）※3	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	地方三公社	（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え	第三セクター等	（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書等から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等
団体（会計）の種類	会計基準等	財務書類の作成方法																																																																																										
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1																																																																																							
地方公営企業（法適用）※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
地方公営事業会計（法非適用）	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成																																																																																							
一部事務組合・広域連合※3	（公営企業は地方公営企業法の財務規定等）	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成																																																																																							
地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
地方三公社	（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
第三セクター等	（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書等から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等																																																																																							
団体（会計）の種類	会計基準等	財務書類の作成方法																																																																																										
		貸借対照表	行政コスト計算書	純資産変動計算書	資金収支計算書※1																																																																																							
地方公営企業（法適用）※2	地方公営企業法の財務規定等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 決算統計及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
地方公営事業会計（法非適用）※3	—	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成	× 執行データ等から仕訳変換を行い作成																																																																																							
地方独立行政法人	地方独立行政法人会計基準	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
地方三公社	（例：土地開発公社） 土地開発公社経理基準要綱	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○ キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え																																																																																							
第三セクター等	（例：株式会社等） 会社計算規則及び財務諸表規則等	○ 貸借対照表から修正・読替え	○ 損益計算書等から修正・読替え	× 貸借対照表及び損益計算書等から作成	○（一部×） キャッシュ・フロー計算書等から修正・読替え等																																																																																							

○連結対象団体の附属明細書の一覧化

No.	修正箇所				現行	改訂案
5	連結財務書類の手引き	本文	39段落	p. 177	<p>連結財務書類は4表または3表以外にも連結附属明細書もあわせて作成することが望ましいですが、連結附属明細書のうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外については、その事務負担等に配慮して、作成しないことも許容することとします。</p>	<p>全体・連結財務書類は4表または3表以外にも全体・連結附属明細書もあわせて作成することが望ましいですが、その事務負担等に配慮して、連結対象団体の個別の附属明細書をそれぞれ作成し一覧表示することを許容します。 さらに、連結附属明細書については、そのうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外について作成しないことも許容することとします。</p>

⑤ 附属明細書の簡素化・記入要領作成

○附属明細書の簡素化

No.	修正箇所				現行	改訂案																																
1	財務書類作成要領	附属明細書	①地方債（借入先別）の明細	p. 72	(新設)	<p>①-1地方債(借入先別)の明細(簡素版1) (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>地方債残高</th> <th>政府資金</th> <th>地方公共団体金融機関</th> <th>市中銀行</th> <th>その他の金融機関</th> <th>市場公募債</th> <th>うち共同発行債</th> <th>うち住民公募債</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体金融機関	市中銀行	その他の金融機関	市場公募債	うち共同発行債	うち住民公募債	その他	合計																					
種類	地方債残高	政府資金	地方公共団体金融機関	市中銀行	その他の金融機関	市場公募債	うち共同発行債	うち住民公募債	その他																													
合計																																						
2	財務書類作成要領	附属明細書	①地方債（借入先別）の明細	p. 72	(新設)	<p>①-2地方債(借入先別)の明細(簡素版2) (単位:)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>地方債残高</th> <th>5%以内償還方式</th> <th>【過剰分】</th> <th>一般公共事業</th> <th>公共目的事業</th> <th>公費償還</th> <th>前年・繰上償還</th> <th>一般繰上事業</th> <th>その他</th> <th>【特別分】</th> <th>臨時財政対策債</th> <th>減収債でん債</th> <th>減収債でん債</th> <th>還付金債</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	地方債残高	5%以内償還方式	【過剰分】	一般公共事業	公共目的事業	公費償還	前年・繰上償還	一般繰上事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収債でん債	減収債でん債	還付金債	その他	合計															
種類	地方債残高	5%以内償還方式	【過剰分】	一般公共事業	公共目的事業	公費償還	前年・繰上償還	一般繰上事業	その他	【特別分】	臨時財政対策債	減収債でん債	減収債でん債	還付金債	その他																							
合計																																						

○附属明細書の記入要領作成

No.	修正箇所				現行	改訂案
3	附属明細書作成要領	-	-	-	(新設)	※「附属明細書作成要領」参照
4	財務書類作成要領	本文	85段落	p. 45	85. 貸借対照表に係る附属明細書については、様式第5号1のとおりとします。また、様式に記載された資産及び負債以外の資産及び負債（無形固定資産等）のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成します。	85. 貸借対照表に係る附属明細書については、様式第5号1のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。また、様式に記載された資産及び負債以外の資産及び負債（無形固定資産等）のうち、その額が資産総額の100分の5を超える科目についても作成します。
5	財務書類作成要領	本文	86段落	p. 45	86. (1) 資産項目の明細の①有形固定資産の明細については、資産負債内訳簿に基づき記載します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
6	財務書類作成要領	本文	87段落	p. 45	87. (1) 資産項目の明細の②有形固定資産の行政目的別明細については、固定資産台帳に基づき作成します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
7	財務書類作成要領	本文	88段落	p. 45	88. (1) 資産項目の明細の③から⑦まで及び(2)負債項目の明細①から⑤までについては、資産負債内訳簿を参考としつつ、銘柄名等について具体的に記載します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
8	財務書類作成要領	本文	150段落	p51	150. 行政コスト計算書に係る附属明細書については、様式第5号2のとおりとします。	150. 行政コスト計算書に係る附属明細書については、様式第5号2のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。
9	財務書類作成要領	本文	151段落	p51	151. (1) 補助金等の明細については、名称は、〇〇助成や〇〇分担金等と記載し、支出目的は、〇〇会計の健全運営や〇〇に係る法定負担金等と記載します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
10	財務書類作成要領	本文	153段落	p51	153. 当明細の金額の合計については、行政コスト計算書における「補助金等」と数字が一致します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
11	財務書類作成要領	本文	196段落	p54	196. 純資産変動計算書の附属明細書については様式第5号3のとおりとします。	196. 純資産変動計算書の附属明細書については様式第5号3のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。

No.	修正箇所				現行	改訂案
12	財務書類作成要領	本文	197段落	p54	197. (1) 財源の明細については、税金等及び国県等補助金の内訳を記載します。一般会計及び特別会計の金額の合計は純資産変動計算書における財源の金額と一致します。資本的補助金は、資産形成に充当した補助金をいい、資金収支計算書の投資活動収入の国県等補助金収入と財源情報の明細の有形固定資産等の増加の財源としての国県等補助金の数字が基本的に一致します。経常的補助金は、資本的補助金以外をいいます。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
13	財務書類作成要領	本文	199段落	p54	199. (2) 財源情報の明細については、純行政コスト、有形固定資産等の増加、貸付金・基金等の増加及びその他における財源の内訳を記載します。このとき、原則として、国県等補助金の合計は純資産変動計算書における国県等補助金と一致します。一方、税金等の合計は純資産変動計算書における税金等とは、地方債の元本償還の計上の有無等により一致しません。なお、税金等の合計以外についても、地方債償還のための補助金や借換債の有無等により一致しない場合があるため、その場合、それぞれの合計から地方債償還のための補助金や借換債の金額を控除します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
14	財務書類作成要領	本文	200段落	p54	200. 減価償却費は、内訳におけるその他として、純行政コストの行に記載します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
15	財務書類作成要領	本文	220段落	p56	220. 資金収支計算書の附属明細書については様式第5号4のとおりとします。	220. 資金収支計算書の附属明細書については様式第5号4のとおりとし、「附属明細書作成要領」を参考としつつ、作成します。
16	財務書類作成要領	本文	221段落	p56	221. (1) 資金の明細については、資金の内訳とそれぞれの本年度末残高を記載します。本年度末残高の合計は資金収支計算書における本年度末残高と一致します。	(削除) ※以下、番号ずれ留意
17	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号53	p. 401	(質問) 固定資産台帳の記載項目のうち、「目的別資産区分」の項目については、何を記載したらよいのでしょうか。 (回答) 「財務書類作成要領」様式第5号「附属明細書」の「②有形固定資産の行政目的別明細」で示している行政目的の区分を記入することが想定されます。 (関連箇所) 「台帳手引き」別紙2	(削除) ※以下、番号ずれ留意

⑥ リース資産に係る計上基準の変更

No.	修正箇所			現行	改訂案
1	財務書類作成要領	注記例	1 重要な会計方針	p. 82	
				<p>(4) 有形固定資産等の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法 （ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）</p> <p>③ リース資産 ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法 （記載上の注意） 所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法</p>	<p>(4) 有形固定資産等の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年</p> <p>② 無形固定資産……………定額法 （ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）</p> <p>（記載上の注意） 一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ① 有形固定資産（※）……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年 ② 無形固定資産（※）……………定額法 ※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。</p>
2	財務書類作成要領	注記例	1 重要な会計方針	p. 83	
				<p>(6) リース取引の処理方法</p> <p>① ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>② オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>（記載上の注意） 所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ① ファイナンス・リース取引 ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が〇〇万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。 イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>② オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p>	<p>(6) リース取引の処理方法 リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。</p> <p>（記載上の注意） 一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ア リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。 イ ア以外のリース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p>

No.	修正箇所			現行	改訂案											
3	財務書類作成要領	チェックリスト	I. 統一的な基準への準拠性の確認 (2) 貸借対照表 項目番号6	p. 118	所有権移転ファイナンス・リース（重要性の低いものを除く）については、他の固定資産と同様、適切な取得価額・耐用年数・減価償却方法で評価されているか。	売買取引に準じて処理したリース資産については、他の固定資産と同様、適切な取得価額・耐用年数・減価償却方法で評価されているか。										
4	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	24段落	p. 128	24. リース資産のうちファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行うこととします。ただし、ファイナンス・リース取引であっても、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとします。なお、地方公共団体は、リース取引においては借り手になることが想定されるため、研究会報告書では、借り手側の処理に準じて記載されていますが、その具体的な取扱いは明確に定められていませんので、企業会計の考え方及び手法（「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）。以下「リース会計基準」といいます。）を参考にして処理することが適当です。	24. リース資産については、原則、通常の売買取引に係る方法（固定資産に該当するものは貸借対照表に計上）に準じて会計処理を行います。ただし、リース取引の中でも、オペレーティング・リース取引や後述する重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に係る方法（費用として行政コスト計算書に計上）に準じて会計処理を行うことができることとします。これをまとめると以下の表のとおりとなります。										
5	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	24段落	新設 (p. 128又はp. 129)	(新設)	リース取引に係る会計処理 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">リース取引の種類</th> <th>会計処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ファイナンス・リース</td> <td>下記以外</td> <td>売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）</td> </tr> <tr> <td>重要性の乏しいもの</td> <td rowspan="2">賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">オペレーティング・リース</td> </tr> </tbody> </table>	リース取引の種類		会計処理	ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）	重要性の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）	オペレーティング・リース	
リース取引の種類		会計処理														
ファイナンス・リース	下記以外	売買取引に準じて処理（資産と負債に計上）														
	重要性の乏しいもの	賃貸借取引に準じて処理することが可能（費用のみ計上可）														
オペレーティング・リース																
6	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	26段落	p. 129	26. なお、次のいずれかに該当するものが所有権移転ファイナンス・リース取引になると考えられますが、おおまかにいうと、ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借り手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引、それ以外の取引を所有権移転外ファイナンス・リース取引といいます。 ①リース契約上、リース期間終了後またはリース期間の途中で、リース物件の所有権が借り手に移転することとされているリース取引 ②リース契約上、借り手に対して、リース期間終了後またはリース期間の途中で、名目的価額またはその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利が与えられており、その行使が確実に予想されるリース取引 ③リース物件が、借り手の用途等にあわせて特別の仕様により製作または建設されたものであって、当該リース物件の返還後、貸し手が第三者に再びリースまたは売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借り手によってのみ使用されることが明らかなリース取引	(削除) ※以下、番号ずれ留意										

No.	修正箇所			現行	改訂案													
7	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	27段落	p. 129	<p>27. また、24段落のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしていますが、「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いに準じて、次のいずれかに該当する場合があります。</p> <p>①重要性が乏しい償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準以下のリース取引</p> <p>②リース期間が1年以内のリース取引</p> <p>③当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものでリース契約1件あたりのリース料総額（維持管理費相当額または通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引</p>	<p>27. また、24段落に記載した「重要性の乏しいもの」としては、リース会計基準の少額リース資産及び短期のリース取引の取扱いを踏まえ、次のいずれかに該当する場合があります。</p> <p>①リース期間が1年以内のリース取引</p> <p>②少額のリース取引（計上基準は地方公共団体ごとに判断します。一つの例として、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引等が考えられます）</p>												
8	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	28段落	p. 130	<p>28. リース資産の評価基準については、取得価額（貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額、不明な場合はリース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額）とし、所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産と同様の方法により減価償却費等を算定します。</p>	<p>28. リース資産の評価基準については、取得価額（貸し手の購入価額が判明している場合は貸し手の購入価額、不明な場合はリース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額）とし、売買取引に準じて処理するリース資産については、固定資産と同様の方法により減価償却費等を算定します。</p>												
9	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	29段落	p. 130	<p>29. リース資産に該当する資産については、資産全体に占める割合は低いと考えられますが、原則として次のとおり事務処理を行い、その金額等を固定資産台帳に記載します。まず、リース料の総額（利息相当額を除く）を資産（有形固定資産または無形固定資産）と負債（その他）の双方に計上します（利息相当額は、原則として返済されていないリース債務の残高に一定率を乗じて計算した結果を支払利息相当額とする方法により配分された額を、支払利息として処理します。なお、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によることもできます。）。その後、リース資産は他の有形固定資産や無形固定資産と同様に減価償却計算を行い、リース債務はリース料の支払いに応じて減額していきます（所有権移転外ファイナンス・リース取引を資産計上する場合は、最終的に所有しないため、リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとして定額法により減価償却を行います。）。以上を踏まえると、リース資産の評価方法は、以下のとおりとなります。</p>	<p>29. リース資産に該当する資産については、資産全体に占める割合は低いと考えられますが、原則として次のとおり事務処理を行い、その金額等を固定資産台帳に記載します。まず、リース料の総額（利息相当額を除く）を資産（有形固定資産または無形固定資産）と負債（その他）の双方に計上します（利息相当額は、原則として返済されていないリース債務の残高に一定率を乗じて計算した結果を支払利息相当額とする方法により配分された額を、支払利息として処理します。なお、金額等の観点から重要性が乏しいと認められる場合は、継続的な処理を前提にリース料総額から利息相当額を控除しない方法によることもできます。）。その後、リース資産は他の固定資産と同様に減価償却計算を行い、リース債務はリース料の支払いに応じて減額していきます。</p>												
10	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文（図表）	29段落	p. 130	<p style="text-align: center;">リース資産の評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 45%;">所有権移転</th> <th style="width: 45%;">所有権移転外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →貸し手の購入価額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の購入価額または見積現金購入価額とのいずれか低い額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 </td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的使用可能予測期間 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間（ただし、再リース期間を含めてファイナンス・リース取引の判定を行った場合は、再リース期間も耐用年数に含める） </td> </tr> <tr> <td>減価償却</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">定額法</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※24段落のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができることとしていることに留意</p>	種類	所有権移転	所有権移転外	取得価額	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →貸し手の購入価額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の購入価額または見積現金購入価額とのいずれか低い額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 	耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的使用可能予測期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース期間（ただし、再リース期間を含めてファイナンス・リース取引の判定を行った場合は、再リース期間も耐用年数に含める） 	減価償却	定額法		<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
種類	所有権移転	所有権移転外																
取得価額	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →貸し手の購入価額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し手の購入価額が判明している場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の購入価額または見積現金購入価額とのいずれか低い額 ・貸し手の購入価額が不明な場合 →リース料総額の割引現在価値と貸し手の見積現金購入価額とのいずれか低い額 																
耐用年数	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的使用可能予測期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース期間（ただし、再リース期間を含めてファイナンス・リース取引の判定を行った場合は、再リース期間も耐用年数に含める） 																
減価償却	定額法																	

No.	修正箇所				現行	改訂案
11	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	31段落	p. 131	<p>31. P F I等の手法により整備した所有権がない資産についても、原則として所有権移転ファイナンス・リース取引と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載します。なお、会計処理にあたっては、P F I等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。</p>	<p>31. P F I等の手法により整備した資産についても、原則としてリース取引と同様の会計処理を行うものとし、契約上のリスク配分状況等を検討の上、原則として地方公共団体に帰属するリース資産・リース債務として認識し、固定資産台帳にその金額及び計算方法等を記載します。なお、会計処理にあたっては、P F I等の事業内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。</p>
12	連結財務書類作成の手引き	注記例	1 重要な会計方針	p. 220	<p>(4) 有形固定資産等の減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年 ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。 ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法 （ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。） ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 （記載上の注意） 上記の記載は所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合です。それ以外の場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ③ リース資産 ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法 イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法</p>	<p>(4) 有形固定資産等の減価償却の方法 ① 有形固定資産……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年 ② 無形固定資産……………定額法 （ソフトウェアについては、本市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。） （記載上の注意） 一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。 [記載例] ① 有形固定資産（※）……………定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物 ○年～○年 工作物 ○年～○年 物品 ○年～○年 ② 無形固定資産（※）……………定額法 ※リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引に係るリース資産を除く。</p>

No.	修正箇所				現行	改訂案
13	連結財務書類作成の手引き	注記例	1 重要な会計方針	p. 222	<p>(6) リース取引の処理方法</p> <p>① ファイナンス・リース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>② オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>(記載上の注意) 所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。</p> <p>[記載例]</p> <p>① ファイナンス・リース取引 ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。） 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。 イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p> <p>② オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p>	<p>(6) リース取引の処理方法 リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。</p> <p>(記載上の注意) 一部のリース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う場合は、次のように記載することが考えられます。</p> <p>[記載例]</p> <p>ア リース期間が1年以内のリース取引、少額のリース取引、オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。 イ ア以外のリース取引 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。</p>
14	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号15	p. 398	<p>(質問) 重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引の対象について、重要性が乏しい償却資産、当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものといった記載がなされていますが、「重要性の乏しい」とは、どのような場合が該当するのでしょうか。</p> <p>(回答) 基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、以下の基準等により判断することとします。 ①購入時に費用処理するもの、②リース期間が1年以内であるもの、 ③1契約あたりのリース料総額が300万円以下のもの (関連箇所) 「台帳の手引き」27段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
15	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号16	p. 398	<p>(質問) PFI事業に関して、所有権がない資産は、どのように処理するのでしょうか。</p> <p>(回答) PFI事業に係る資産については、所有権がない資産であっても、契約上のリスク配分状況の検討を行い、リース会計基準に準じた会計処理を行うこととします。会計処理にあたっては、PFI事業費の内訳内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。(仕訳例は、以下のとおり) 【貸借対照表】該当固定資産科目／【貸借対照表】固定負債・流動負債（その他） なお、PFI事業に係る資産の金額について、注記することとします。 (関連箇所) 「台帳手引き」31段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

⑦ 金額基準を持つ資産に係る計上基準の変更

○修繕費・物品に係る資産計上基準の変更

No.	修正箇所			現行	改訂案	
1	財務書類作成要領	本文	98段落	p. 46	98. 物品は、自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上します。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げません。なお、開始時の算定に際しても同様とします。	98. 物品は、自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が 一定金額基準 以上の場合に資産として計上します。 この金額基準については、原則として各地方公共団体の判断に基づき、各地方公共団体における重要な物品等の基準に係る規定等に準じたものを設定の上、注記するものとします。一例として、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上といった金額基準が考えられます。 なお、開始時の算定に際しても同様とします。
2	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	40段落	p. 132	40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その場合には、その旨を注記します。	40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。「区分基準」については、 原則として各地方公共団体の判断に基づき策定の上、注記するものですが、例えば「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等の概ね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定があることから、これに従うことも考えられます。
3	資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	本文	65段落	p. 137	65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。ただし、各地方公共団体の規程等において重要な物品等の基準を有している場合で、かつ、総資産に占める物品の割合に重要性がないと判断される場合においては、各地方公共団体の判断に基づき、継続的な処理を前提に当該規程等に準じた資産計上基準を設けることを妨げないこととします。なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。	65. 物品は、地方自治法第239条第1項に規定するもので、原則として取得価額または見積価格が 一定金額基準 以上の場合に、その取得価額を資産として計上し、再評価は行わないこととします。 この金額基準については、原則として各地方公共団体の判断に基づき、各地方公共団体における重要な物品等の基準に係る規定等に準じたものを設定の上、注記するものとします。一例として、取得価額または見積価格が50万円（美術品は300万円）以上といった金額基準が考えられます。 なお、取得原価が不明な資産については、原則として再調達原価とします。
4	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号20	p. 398	（質問） 美術品は300万円以上の場合に、資産として計上することとなりますが、文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいのでしょうか。 （回答） 文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、地方公共団体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。 （関連箇所） 「台帳手引き」40段落	（質問） 文化財として管理している美術品は資産対象範囲外としてよいのでしょうか。 （回答） 文化財であるからといって、一律に資産計上の対象外とすべきではないと考えます。なお、文化財等を資産として計上する際も、取得価額又は再調達原価により計上することが原則ですが、例えば遺跡から大量に出土した物等、資産価値の把握が困難な場合に、地方公共団体の判断により備忘価額1円とすることも考えられます。 （関連箇所） 「台帳手引き」40段落

No.	修正箇所			現行	改訂案	
5	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号34	p. 399	<p>(質問) 固定資産台帳に記載する物品として、「取得価額又は見積価額が50万円以上の場合」とされていますが、単価が50万円未満の物品を複数個まとめて整備し、50万円以上となった場合は、資産として台帳に記載し、単体で整備した場合は、台帳に記載しないのでよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 物品単体で50万円を超えなければ、資産計上する必要はありません。これは、あまりに少額なものまで固定資産として計上すると、その後の資産管理が煩雑となるため定められた重要性の基準値であり、複数の物品をまとめて整備し全体の額が50万円を超えたとしても、台帳に記載することとはなりません。一方で、単品で50万円を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」65段落</p>	<p>(質問) 固定資産台帳に記載する物品として、「取得価額又は見積価額が一定金額基準以上の場合」とされていますが、物品の資産計上の金額基準として一定の金額を定めたときに、ある物品の取得単価がその金額未満であるが複数個取得し、当該金額基準を超える場合は、台帳に記載しないのでよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 複数の物品をまとめて取得し全体の額が各自治体における一定金額基準を超えたとしても、台帳に記載する必要はありません。一方で、単品で当該金額基準を超えないものであっても、複数の資産が一体となって機能し、取得と除却がその単位で行われるものであれば、まとめて計上します。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」65段落</p>
6	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号36	p. 400	<p>(質問) 物品については、「取得価額または見積価額が50万円（美術品は300万円）以上」の場合に計上することとされていますが、無形固定資産のソフトウェアに関しては同様の記述が無く、資産として計上する基準はどのように考えればよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 物品に準じて取り扱うこととして差し支えありません。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」65段落、70段落</p>	<p>(質問) 無形固定資産のソフトウェアに関しては資産として計上する基準をどのように考えればよいのでしょうか。</p> <p>(回答) 物品に準じて取り扱うこととして差し支えありません。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」65段落、70段落</p>

No.	修正箇所			現行	改訂案	
4	財務書類等活用の手引き	本文	1 財務書類等の分析の視点 2 指標による分析 (3) 負債の状況	p. 329-330	<p>負債の状況は、「財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報を提供することができます。</p> <p>地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額及び地方債現在高についてそれぞれ調書が添付されていますが(地方自治法施行令第144条及び同施行規則第15条の2)、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることとなります。</p> <p>財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、基礎的財政収支(プライマリーバランス)や債務償還可能年数が挙げられます。</p>	<p>負債の状況は、「財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。これに対しては、第一に、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)による分析が行われますが、これに加えて財務書類も有用な情報を提供することができます。</p> <p>地方公共団体の負債に関する情報については、現行の予算に関する説明書においても、債務負担行為額及び地方債現在高についてそれぞれ調書が添付されていますが(地方自治法施行令第144条及び同施行規則第15条の2)、貸借対照表においては、この他に退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることとなります。</p> <p>財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、業務・投資活動収支や債務償還可能年数が挙げられます。</p>
5	財務書類等活用の手引き	本文	1 財務書類等の分析の視点 2 指標による分析 (3) 負債の状況	p. 331	<p>「基礎的財政収支(プライマリーバランス)」 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。)の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加しないとされています。</p> <p>ただし、基礎的財政収支は、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも赤字になり得ますが、公共施設の老朽化対策等の必要な投資を行った結果、投資活動収支が赤字になることもありますので、一概に基礎的財政収支が黒字であれば評価できるものではないことに十分留意する必要があります。</p> <p>基礎的財政収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の基礎的財政収支についても参考とすることが考えられます。</p> <p>なお、基礎的財政収支については、政府全体の財政健全化の目標にも使われていますが、地方公共団体においては、建設公債主義がより厳密に適用されており、自己判断で赤字公債に依存することができないため、同じ表現を使っている、国と地方の基礎的財政収支を一概に比較すべきではない点に十分留意することが必要です。</p>	<p>「業務・投資活動収支」 資金収支計算書上の業務活動収支(支払利息支出を除く。)及び投資活動収支(基金積立金支出及び基金取崩収入を除く。)の合算額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加しないとされています。</p> <p>ただし、業務・投資活動収支は、業務活動収支と投資活動収支のいずれも赤字の場合、またはどちらか一方が赤字の場合でも赤字になり得ますが、公共施設の老朽化対策等の必要な投資を行った結果、投資活動収支が赤字になることもありますので、一概に業務・投資活動収支が黒字であれば評価できるものではないことに十分留意する必要があります。</p> <p>業務・投資活動収支が赤字となる場合には、赤字要因の分析にあたり、地方財政収支の不足額を補てんするために発行する特例的な地方債である臨時財政対策債等に留意し、業務活動収入に臨時財政対策債発行可能額及び減収補填債特例分発行額を加えた場合の業務・投資活動収支についても参考とすることが考えられます。</p>

○財務書類の構成要素についての説明を追加

No.	修正箇所			現行	改訂案
6	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	10. 財務書類の構成要素は、それぞれ異なる属性を有する大項目、すなわち、「資産」、「負債」、「純資産」、「費用」、「収益」、「その他の純資産減少原因」及び「財源及びその他の純資産増加原因」を意味します。 ※以下、番号ずれ留意
7	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	11. 資産とは、過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うものをいいます。 ※以下、番号ずれ留意
8	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	12. 負債とは、過去の事象から発生した、特定の会計主体の現在の義務であって、これを履行するためには経済的便益を伴う資源が当該会計主体から流出し、または当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力の低下を招くことが予想されるものをいいます。 ※以下、番号ずれ留意
9	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	13. 純資産とは、資産から負債を控除した正味の資産をいい、租税等の抛出及び当該会計主体の活動等によって獲得された余剰（または欠損）の蓄積残高を意味します。 ※以下、番号ずれ留意
10	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	14. 費用とは、一会計期間中の活動のために消費された、資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少であって、純資産の減少原因をいいます。 ※以下、番号ずれ留意
11	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	15. 収益とは、一会計期間中における活動の成果として、資産の流入もしくは増加、または負債の減少による経済的便益またはサービス提供能力の増加であって、純資産の増加原因をいいます。 ※以下、番号ずれ留意
12	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	16. その他の純資産減少原因とは、当該会計期間中における資産の流出もしくは減損、または負債の発生による経済的便益またはサービス提供能力の減少をもたらすものであって、費用に該当しない純資産（またはその内部構成）の減少原因をいいます。その他の純資産減少原因は、その発生形態の別によって、「固定資産等の増加（余剰分（不足分）」、「固定資産等の減少（固定資産等形成分）」及び「その他の純資産の減少」に細分類されます。 ※以下、番号ずれ留意
13	財務書類作成要領	本文	9段落と10段落の間 p. 29	(新設)	17. 財源及びその他の純資産増加原因とは、当該会計期間中における資産の流入もしくは増加、または負債の減少による経済的便益またはサービス提供能力の増加をもたらすものであって、収益に該当しない純資産（またはその内部構成）の増加原因をいいます。財源及びその他の純資産増加原因は、その発生形態の別によって、「財源」、「固定資産等の増加（固定資産等形成分）」、「固定資産等の減少（余剰分（不足分）」及び「その他の純資産の増加」に細分類されます。このうち財源とは、収益の定義に該当しない収収等及び国県等補助金をいいます。 ※以下、番号ずれ留意

○本研究会の開催等に係る記載の追加

No.	修正箇所			現行	改訂案
14	財務書類作成にあたっての基礎知識	0. 地方公会計のあらまし	これまでの地方公会計整備の取組	p. 5 (新設)	<p>令和 4年 8月 ○「今後の地方公会計のあり方に関する研究会」発足 ・地方公会計情報の価値を一層明らかにし、この価値を認識した上で の地方公会計情報の「活用」の促進を目指して、約 10 年間の統一 的な基準の運用で見えた課題の改善を検討</p> <p>令和 6年 12月 ○今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書</p>

○Q&Aの追加

No.	修正箇所			現行	改訂案
15	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号19	p. 398 (質問) 固定資産台帳の整備に当たり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳（同時に固定資産台帳登録）することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。 (回答) 「台帳手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。 (関連箇所) 「台帳手引き」39段落	(質問) 固定資産台帳の整備に当たり、付随費用も把握することとなるが、期末一括仕訳を想定した場合、後で登記費用などを個別仕訳（同時に固定資産台帳登録）することは難しいと考えている。付随費用の把握に有効な手法を御教示願いたい。 (回答) 「台帳手引き」39段落には、「例えば土地の取得価額には、購入手数料、測量・登記費用、造成費及び造成関連費用、補償費といったもの、工作物である道路の取得価額には、道路そのものの取得にかかる直接的な対価のほか、街灯、ガードレール、標識等の附属設備の価額を含めます。」と記載されています。そのため、これらの支出については、事前に主体となる資産の名称、内容、金額を記録しておくことが期中から必要です。また、上記対応を実施するためには何が付随費用に該当するかについて庁内に周知し、事前に記録しておく仕組みを作ることが必要であると考えられます。 (関連箇所) 「台帳手引き」39段落、「Q&A集」3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き No. 20 ※直下の新設Q&A
16	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号19と20の間)	p. 398 (新設)	(質問) 有形固定資産の取得価額に含めるべき補償費にはどのようなものが該当するでしょうか。 (回答) 例えば、用地の取得価額に含めるべき補償費としては、用地取得費に含まれている用地を取得するために要した移転補償費が該当し、営業補償費は取得価額に含めません。 (関連箇所) 「台帳手引き」39段落、「Q&A集」3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き No. 19 ※以下、番号ずれ留意
17	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号47と48の間)	p. 400 (新設)	(質問) 公営企業に対する出資金について、どのように計上するのでしょうか。 (回答) 公営企業に対する出資金については、当初の出資金額をもって貸借対照表価額とするとされていますが、未計上の状態にあるなど、出資した公営企業側と不整合な状態である場合に限り、簡便的な方法として、公営企業側で計上される資本金額（組入資本金を除く）に合わせた金額を計上することとしても差し支えありません。 (関連箇所) 「台帳手引き」97段落、「財務書類作成要領」別表6-4 ※以下、番号ずれ留意

No.	修正箇所				現行	改訂案
18	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	新設 (問番号47と48の間)	p. 400	(新設)	<p>(質問) 出捐金のうち、解散時に出捐の額を限度として各出捐者に残余財産分配請求権が認められている場合については強制評価減の対象となるが、出捐時点で払い戻しの権利を有しない財産等の提供(寄附金に近い性格のもの)については、各年度において強制評価減を考慮しなくてさしつかえないか。</p> <p>(回答) お見込みのとおり。 (関連箇所)「台帳手引き」97段落</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

○記載上の誤りなど

No.	修正箇所				現行	改訂案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19	財務書類作成にあたっての基礎知識	図表	これまでの地方公会計整備のと理組	p. 6	<table border="1"> <tr> <td>平成 30年 3月 6月</td> <td>○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足</td> </tr> <tr> <td>平成 31年 3月</td> <td>○地方公会計の推進に関する研究会報告書</td> </tr> </table> <p>※「8月」の配置バランスが悪い</p>	平成 30年 3月 6月	○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討	8月	○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足	平成 31年 3月	○地方公会計の推進に関する研究会報告書	<table border="1"> <tr> <td>平成 30年 3月 6月</td> <td>○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足</td> </tr> <tr> <td>平成 31年 3月</td> <td>○地方公会計の推進に関する研究会報告書</td> </tr> </table>	平成 30年 3月 6月	○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討	8月	○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足	平成 31年 3月	○地方公会計の推進に関する研究会報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
平成 30年 3月 6月	○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8月	○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成 31年 3月	○地方公会計の推進に関する研究会報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成 30年 3月 6月	○地方公会計の活用に関する研究会報告書 ○「地方公会計の推進に関する研究会」発足 ・財務書類の情報を基に施設別・事業別等にコスト等の分析を行うセグメント分析の手法、指標の検証、比較可能な様式による公表の方法について検討																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8月	○「セグメント分析に関するワーキンググループ」発足																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
平成 31年 3月	○地方公会計の推進に関する研究会報告書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20	財務書類作成要領	本文	47段落	p. 38	47. 既に基準モデル等によって財務書類を作成している場合には、開始貸借対照表を作成しなくても構いませんが、その場合には、当該基準変更による影響額等を注記します。	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
21	連結財務書類作成の手引き	5. 連結精算表	連結貸借対照表の内訳	p. 214	<p>連結貸借対照表内訳表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科目</th> <th colspan="5">一般会計等財務書類</th> </tr> <tr> <th>一般会計</th> <th>〇〇特別会計</th> <th>総計(単純合算)</th> <th>相殺消去</th> <th>純計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資産合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業用資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>立木竹</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船舶</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船舶減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浮標等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浮標等減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>航空機</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>航空機減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>インフラ資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>物品</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>物品減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	科目	一般会計等財務書類					一般会計	〇〇特別会計	総計(単純合算)	相殺消去	純計	資産合計						固定資産						有形固定資産						事業用資産						土地						立木竹						建物						建物減価償却累計額						工作物						工作物減価償却累計額						船舶						船舶減価償却累計額						浮標等						浮標等減価償却累計額						航空機						航空機減価償却累計額						その他						その他減価償却累計額						建設仮勘定						インフラ資産						土地						建物						建物減価償却累計額						工作物						工作物減価償却累計額						その他						その他減価償却累計額						建設仮勘定						物品						物品減価償却累計額						<p>連結貸借対照表内訳表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">科目</th> <th colspan="5">一般会計等財務書類</th> </tr> <tr> <th>一般会計</th> <th>〇〇特別会計</th> <th>総計(単純合算)</th> <th>相殺消去</th> <th>純計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>資産合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>事業用資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>立木竹</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船舶</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>船舶減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浮標等</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浮標等減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>航空機</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>航空機減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>インフラ資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土地</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>工作物減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建設仮勘定</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>物品</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>物品減価償却累計額</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	科目	一般会計等財務書類					一般会計	〇〇特別会計	総計(単純合算)	相殺消去	純計	資産合計						固定資産						有形固定資産						事業用資産						土地						立木竹						建物						建物減価償却累計額						工作物						工作物減価償却累計額						船舶						船舶減価償却累計額						浮標等						浮標等減価償却累計額						航空機						航空機減価償却累計額						その他						その他減価償却累計額						建設仮勘定						インフラ資産						土地						建物						建物減価償却累計額						工作物						工作物減価償却累計額						その他						その他減価償却累計額						建設仮勘定						物品						物品減価償却累計額					
科目	一般会計等財務書類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一般会計	〇〇特別会計	総計(単純合算)	相殺消去	純計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
立木竹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮標等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮標等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
インフラ資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
科目	一般会計等財務書類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一般会計	〇〇特別会計	総計(単純合算)	相殺消去	純計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
資産合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
有形固定資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
事業用資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
立木竹																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
船舶減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮標等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
浮標等減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
航空機減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
インフラ資産																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
工作物減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
建設仮勘定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
物品																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
物品減価償却累計額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

No.	修正箇所		現行	改訂案																																																																
22	財務書類等活用の手引き	本文	発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものです。発生主義会計では、現金決済を伴わないコスト取引（非資金取引）を把握します。	発生主義・複式簿記による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書等）は、現金主義・単式簿記の予算・決算情報を補完するものです。発生主義会計では、 現金主義会計で把握しづらい非資金取引 を把握します。																																																																
23	財務書類等活用の手引き	本文	<p>なお、地方公共団体特有の制度として、管理者と所有者が異なる指定区間の国道や指定区間の河川等、資産計上されていないものや、地方債のうち将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれるもの等が存在することから、貸借対照表を見る際には、これらに関連する注記の内容を加味して分析を行うことが重要です。主な留意点は次のとおりです。</p> <p>貸借対照表の見方の留意点</p> <p>地方公共団体の貸借対照表の資産、負債については、地方公共団体特有の制度の影響により、次のとおり、アンバランスに計上されることがあります。したがって、分析に当たっては、これらの影響を加味して行う必要があります。特に、将来世代と過去・現世代のバランスを評価するに当たっては、これらの影響を反映した上で行うことが求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 地方公共団体の管理対象であるが所有していないインフラ資産（建物、工作物等）の存在 普通交付税等の償還や一部河川等については、普通交付税が建設費や維持費を負担しているが、資産そのものは計上に含まれていないため、地方公共団体の貸借対照表においては、負債として計上された地方債等と負債に計上する一方で、資産には計上されない。しかし、取壊には当該普通交付税に付随し、公共債が将来の経済的便益を享受するものであることから、実質的には普通交付税の資産とみなすこともできるものである。 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在 地方交付税の不足を補うために発行される地方債である臨時財政対策債の発行は、元利償還準備金等が由来、地方交付税で償還されるとされている。また、その他にも、その他にも、元利償還の一部又は全部が将来の交付税の基準財政需要額に算入される地方債も存在するが、交付団体であり続ける限り、いずれも実質的には資金流出がもたらされないものである。 昭和55年度以前に取得された又は取得論議が不明なものについては、統一した基準に基づき繰上額1円を評価しているため、実額より低い資産計上となっているものがある。 <p>行政サービスを提供するため食、公共施設などの固定資産や将来、行政サービスに使用する現金などの資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>科目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【資産の部】</td> <td></td> <td>【負債の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>4,900,000</td> <td>固定負債</td> <td>4,400,000</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>2,900,000</td> <td>地方債</td> <td>4,000,000</td> </tr> <tr> <td>事業用資産</td> <td>1,800,000</td> <td>臨時財政対策債等</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>（注）</td> <td></td> <td>その他</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>インフラ資産</td> <td>1,800,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,000,000</td> <td>流動負債</td> <td>500,000</td> </tr> <tr> <td>（注）</td> <td></td> <td>1年以内償還予定地方債</td> <td>350,000</td> </tr> <tr> <td>流動資産</td> <td>1,000,000</td> <td>臨時財政対策債等</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>現金</td> <td>300,000</td> <td>その他</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>（注）</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>負債合計</td> <td>4,900,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【純資産の部】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>純資産合計</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>5,900,000</td> <td>負債及び純資産合計</td> <td>5,900,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理のみしている国道等の計上されていない資産の存在 管理者と所有者が異なる指定区間の国道や指定区間の河川等及び表示登記が行われていない法定外公共物の価値が計上されていない。</p> <p>（注）注記には、該当金額が記載されている。</p> <p>地方債など、将来世代の負担</p> <p>臨時財政対策債、その他地方交付税措置のある地方債の存在</p> <p>地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額も負債に計上されている。 （注）注記に該当金額が記載されている。</p> <p>地方公共団体特有の制度の影響を加味するため、注記に記載された該当金額を反映させて分析を行うことが必要</p>	科目	金額	科目	金額	【資産の部】		【負債の部】		固定資産	4,900,000	固定負債	4,400,000	有形固定資産	2,900,000	地方債	4,000,000	事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000	（注）		その他	1,000,000	インフラ資産	1,800,000			土地	1,000,000	流動負債	500,000	（注）		1年以内償還予定地方債	350,000	流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	250,000	現金	300,000	その他	150,000	（注）						負債合計	4,900,000			【純資産の部】				純資産合計	100,000	資産合計	5,900,000	負債及び純資産合計	5,900,000	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
科目	金額	科目	金額																																																																	
【資産の部】		【負債の部】																																																																		
固定資産	4,900,000	固定負債	4,400,000																																																																	
有形固定資産	2,900,000	地方債	4,000,000																																																																	
事業用資産	1,800,000	臨時財政対策債等	3,000,000																																																																	
（注）		その他	1,000,000																																																																	
インフラ資産	1,800,000																																																																			
土地	1,000,000	流動負債	500,000																																																																	
（注）		1年以内償還予定地方債	350,000																																																																	
流動資産	1,000,000	臨時財政対策債等	250,000																																																																	
現金	300,000	その他	150,000																																																																	
（注）																																																																				
		負債合計	4,900,000																																																																	
		【純資産の部】																																																																		
		純資産合計	100,000																																																																	
資産合計	5,900,000	負債及び純資産合計	5,900,000																																																																	
24	財務書類等活用の手引き	本文	地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。このため、純資産に対する資産の比率は、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを示しており、世代間負担の状況を把握することができます。	地方公共団体は、地方債の発行を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行います。このため、 資産に対する純資産 の比率は、保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたのかを示しており、世代間負担の状況を把握することができます。																																																																
25	財務書類等活用の手引き	本文（算定式の※書き）	※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2 収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。	※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等＋②減収補填債特例分発行額＋③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2 収入の状況」、③は地方公共団体 財政健全化 法上の実質公債費率の算定式による。																																																																
26	財務書類等活用の手引き	本文（算定式の※書き）	（4）行政コストの状況 行政コストの状況は、「行政サービスサービスに係るコストはどのようなになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。	（4）行政コストの状況 行政コストの状況は、「行政 サービス に係るコストはどのようなになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。																																																																

No.	修正箇所				現行	改訂案
27	Q&A集	1. 全体	問番号 4	p. 393	<p>(質問) 作成期間について、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付総務大臣通知)では、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間とされていますが、何が例外なのでしょう。</p> <p>(回答) 大規模な災害等が発生した場合など、財務書類等の作成が困難な場合を想定しています。</p> <p>また、地方公営企業法の財務規定等が非適用の地方公営事業会計のうち、適用に向けた作業に着手しているもの(平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に法適用するものに限る)については、集中取組期間を移行期間とすることとします。</p> <p>なお、上記は、その条件に合致した地方公営事業会計のみを対象としていますので、法適用の公営企業会計や上記条件に合致しない法非適用の地方公営事業会計は、本Q&A集の「1. 全体・問番号3」に基づき作成する必要があります。</p> <p>また、上記条件に合致し、当該規定を適用する法非適用の地方公営事業会計は、当該地方公営事業会計分のみ、一定期間連結されないこととなるため、その旨を注記することとしますが、注記にあたっては、当該地方公営事業会計が連結されない影響を補完する観点から、重要性や作業負担も踏まえ、企業債残高や他会計繰入金といった情報もあわせて記載することが望まれます。また、連結行政コスト計算書における「他会計への繰出金」等については、本来は内部取引として相殺消去されるため表示されませんが、当該地方公営事業会計は一定期間連結されずに相殺消去もされないことから、必要に応じて勘定科目を追加する必要があるとともに、その旨も注記する必要があります。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
28	Q&A集	1. 全体	問番号 6	p. 393	<p>(質問) 統一的な基準による地方公会計の整備に関する支援はあるのでしょうか。</p> <p>(回答) 別紙2「統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援」を参照ください。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
29	別紙	別紙 2	—	p. 405	<p style="text-align: center;">統一的な基準による地方公会計の整備及び活用に係る支援 別紙2</p> <p>1. マニュアルの公表</p> <p>統一的な基準による財務書類の作成手順や固定資産台帳の整備手順、事業別・施設別のセグメント分析を始めとする財務書類の活用方法等を内容とする「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を平成27年1月に公表した(平成28年5月改訂)。「地方公会計の推進に関する研究会」報告書等を踏まえ、マニュアルの改訂を予定。</p> <p>2. システムの提供</p> <p>統一的な基準による地方公会計の整備に係る標準的なソフトウェアについて、平成27年度から地方公共団体に提供(システム整備の経費負担を軽減、財務書類作成作業の効率化や将来の施設更新必要額の推計等の活用)に寄与。標準的なソフトウェアの保守等の関連サービスについては、平成33年度まで継続。</p> <p>3. 財政支援</p> <p>地方公会計システムの運用に係る経費について普通交付税措置 専門家の招へい・職員研修に要する経費について特別交付税措置(申請要あり/2(財政力補正あり))</p> <p>4. 人材育成支援</p> <p>自治大学校、市町村職員中央研修所(JMP)、全国市町村国際文化研修所(JIAM)、地方公共団体金融機構(FIO)等を活用して、財務書類の活用方法も含めた自治体職員向けの研修を実施</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

No.	修正箇所				現行	改訂案
30	Q&A集	1. 全体	問番号17	p. 395	<p>(質問) 基準モデル等からの基準変更による影響額等を注記することとされていますが、どのように記載するのでしょうか。</p> <p>(回答) どのモデル等から変更しているのか、「台帳手引き」109段落に記載された経過措置適用の有無を記載した上で、基準変更により金額等を変更している勘定科目ごとに、「前会計年度の貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「土地」〇〇円は有形固定資産の評価基準の変更により××円減少し、「事業用資産」の「土地」△△円、「インフラ資産」の「土地」□□円として組み替えている」といったように記載します。</p> <p>(関連箇所) 「財務書類作成要領」268段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
31	Q&A集	1. 全体	問番号18	p. 395	<p>(質問) 附属明細書「1(1)③投資及び出資金の明細」に記載すべき団体が、無償減資した場合、附属明細書「1(1)③投資及び出資金の明細」の「市場価格のないもののうち連結対象団体(会計)以外に対するもの」はどのように作成するのでしょうか。</p> <p>(回答) 以下を参考に作成してください。①「出資金額(A)」に出資額(評価減を過去に行っている場合は、評価減後の出資額)を計上②「資本金(E)」に減資後の資本金を計上③「出資割合F(A/E)」は、発行済み株式総数に占める保有株式数などを使った持分割合で算定した金額を計上し、その旨を注記する。</p> <p>(関連箇所) 「財務書類作成要領」【様式5】1(1)</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
32	Q&A集	1. 全体	問番号21	p. 395	<p>(質問) 貸借対照表上の負債(地方債)について、臨時財政対策債を控除して計上することができないのでしょうか。</p> <p>(回答) 臨時財政対策債の元利償還金相当額については、地方交付税法上、その全額が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっていますが、貸借対照表上の負債(地方債)から臨時財政対策債を控除することはできません。ただし、貸借対照表の読み手の適切な理解を促すため、臨時財政対策債の趣旨や現在高を注記で表示することは非常に重要です。</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>

No.	修正箇所				現行	改訂案
33	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号33	p. 399	<p>(質問) 資産計上の金額基準として、物品は50万円（美術品は300万円）、ソフトウェアも物品に準じて取り扱うことが可能とされていますが、その他の償却資産（工作物等）について適用の余地はないのでしょうか。</p> <p>(回答) 償却資産については、各団体において、資産としての重要性を踏まえて公有財産の規則等で金額基準を定め、一定額以下は計上しないとする取扱いも考えられます。</p> <p>(関連箇所) 「台帳手引き」65段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
34	Q&A集	3. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き	問番号52	p. 401	<p>(質問) 基準モデル等を採用している地方公共団体については、今後も引き続き基準モデル等により資産を評価しても差し支えないのでしょうか。</p> <p>(回答) 既に固定資産台帳が整備済又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとしています。ただし、その場合でも、道路等の敷地については、「台帳手引き」63段落による評価額を注記することとしていることや、開始後に取得した資産は既存の基準モデル等による評価は認められていないことに留意が必要です。</p> <p>(関連箇所) 63段落、109段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>
35	Q&A集	—	—	p. 394, p. 397-401	<p>(関連箇所) 「台帳の手引き」〇〇段落</p> <p>※「関連箇所」の欄における表記が不統一</p>	<p>(関連箇所) 「台帳手引き」〇〇段落</p>
36	Q&A集	4. 連結財務書類の手引き	問番号8	p. 402	<p>(質問) 連結附属明細書のうち有形固定資産の明細及び連結精算表以外については、その事務負担等に配慮して、作成しないことも許容されますが、全体附属明細書についても同様でしょうか。</p> <p>(回答) 一般会計等と同様、今後の活用を視野に入れた場合、全体附属明細書の作成・分析は重要であるため、原則として作成することとしています。ただし、全体附属明細書を作成することが、相当程度の事務負担となると想定される場合、当分の間、有形固定資産の明細及び精算表以外については、作成しないことも許容することとします。</p> <p>(関連箇所) 「連結手引き」39段落</p>	<p>(削除)</p> <p>※以下、番号ずれ留意</p>